

# 建設業の元請・下請ルールについて

改正建設業法を踏まえた法令遵守

国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課 建設業適正取引推進指導室

令和7年12月4日

# 目次

## 01 建設業法の目的

- 目的
- 建設業の法令遵守の必要性

## 04 建設Gメンの取組

- 令和7年度の建設Gメンの取組
- 令和6年度における建設Gメンの調査状況等

## 02 改正建設業法の概要

- 法改正の背景と方向性
- 労働者の待遇改善に向けた新たなルール
- 労務費へのしわ寄せ防止に向けた新たなルール
- 長時間労働等の是正に向けた新たなルール

## 05 建設業法における指導監督

- 建設業者への指導監督
- 監督処分基準による営業停止事案と営業停止期間

## 03 建設業法違反事例と留意点

- 見積作成時
- 契約締結時
- 施工時
- 施工後の支払い時

## 06 各種相談窓口等

- 駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター
- 本日のまとめ(最重要5項目)
- 施行時期について(建設業法・入契法)

# 01. 建設業法の目的

---

# 建設業法の目的

建設業法は何のためにあるのか

第一条 この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

・建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護する → 目的 ①

・建設業の健全な発達を促進し、公共の福祉の増進に寄与する → 目的 ②

・建設業を営む者の資質を向上する

許可制度の運用、技術検定制度による施工技術の確保・向上 等

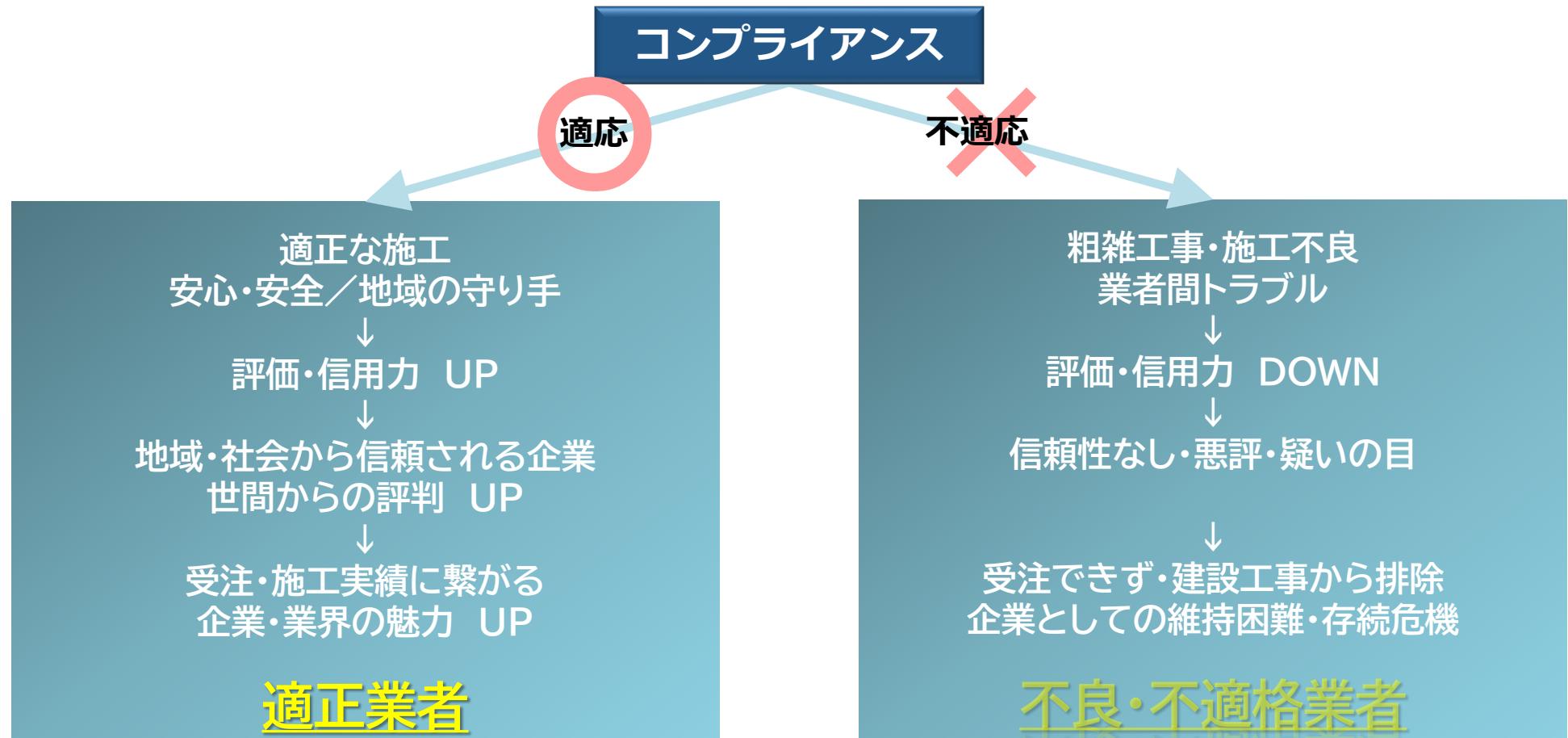
・建設工事の請負契約の適正化 等を図る

見積書／契約書の作成・交付、一括下請負の禁止、  
注文者の取引上の地位の不当利用の禁止（19条の3）等

手段

## コンプライアンスの必要性

**社会の要請** 社会資本整備の担い手としての役割→ガイドライン等の遵守・適正な施工の実施



## 02. 改正建設業法の概要

---

## 建設業の背景



### 賃金と労働時間

- ・建設業の賃金は他産業より低い
- ・就労時間も長い
- 業界全体の魅力が薄れる



### 資材高騰の影響

- 資材高騰のコスト転嫁が困難
- 労務費の圧迫
  - 処遇改善が進まない



### 規制の適用(労働基準法)

- 時間外労働規制がR6.4より適用
- 業界の労働環境改善が急務

#### 賃金

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%)

全産業 508万円/年

※賃金は「生産労働者」の値  
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）

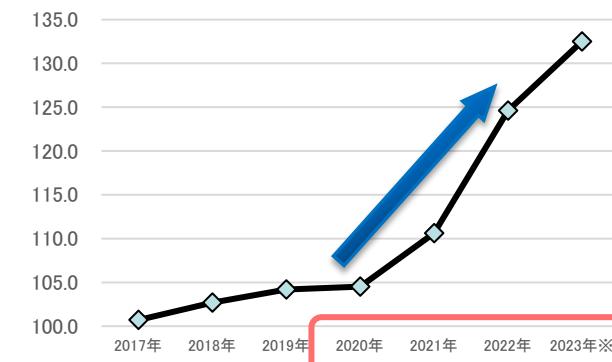
#### 労働時間

2,018時間/年 (+3.1%)

1,956時間/年

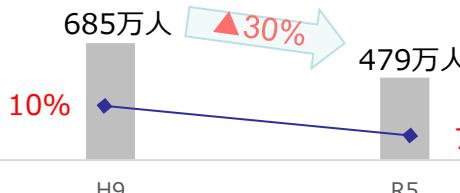
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和5年度）

#### 資材費の高騰（指数）



6

#### 建設業就業者



▲30%

全就労者に  
占めるシェア



出典：総務省「労働力調査」を  
基に国土交通省算出

出典：一般財団法人建設物価調査会「建設資材物価指数」

※1～10月の平均

地域の守り手等の担い手確保に向けて



待遇改善



働き方  
改革



生産性の  
向上

- ・賃金の原資となる労務費の確保
- ・資材高騰分の適正な転嫁

- ・工期ダンピングの防止
- ・週休2日制の導入促進

- ・工事現場でのICT化促進
- ・現場技術者の専任要件緩和

建設業の未来に向けて



Our Goal 01

## 就労状況の改善

- ・労務費・資材コストなどを適正に設定した契約の推進
  - ・時間外労働規制等を考慮した適正な工期の設定促進
- 技能者が安心して働ける環境の構築と担い手を確保。



Our Goal 02

## 新4Kの実現

- ①給与がよい、②休日がとれる、③希望がもてる、
  - ④カッコイイの「新4K」実現
- 建設業の魅力向上



Our Goal 03

## 持続可能な建設業

- ・地域の守り手としての役割を果たせるよう、
- 安心して働ける良好な労働環境の構築

# 改正建設業法の概要①

## 技能労働者の処遇改善

### 処遇改善に向けた新たなルール

#### ◆ 技能労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

「国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

#### ◆ 標準労務費の勧告

「中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

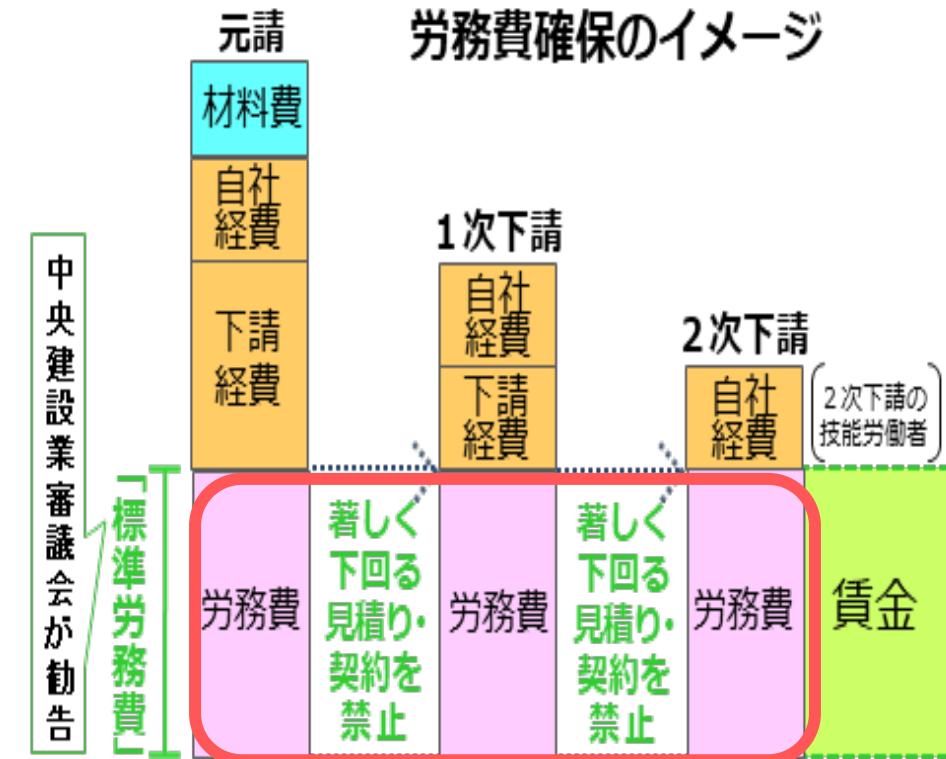
#### ◆ 適正な労務費等の確保と行き渡り

「著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

「国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表

(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

#### ◆ 原価割れ契約の禁止を建設業者(受注者)にも導入



中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 <R6改正>

## 注文者

## 受注者

- ◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>

見積り提出

著しく低い  
材料費等は禁止

見積り変更依頼

- ◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（今後省令で規定予定）」を記載した見積書

- ◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 <R6改正>

- ◆取引上の地位を不当を利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

- ◆取引上の地位を不当を利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

- ◆正当な理由がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止 <R6改正>

### <「著しく低い労務費等」とした場合…>

- 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

### <「原価割れ契約」を結んだ場合…>

- 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分／注文者である建設業者に対しては公取委から措置
- 公共発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

## 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

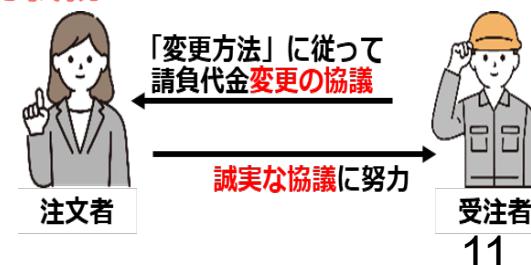
## 労務費へのしわ寄せ防止に向けた新たなルール

◆ 契約前のルール

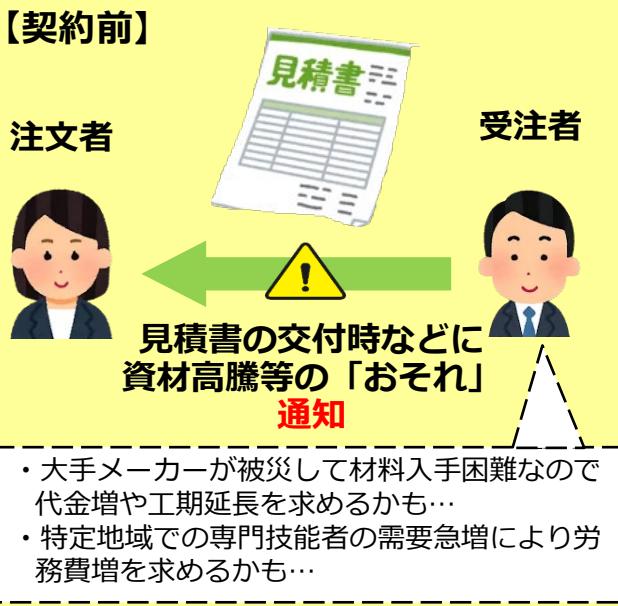
- 建設業者(受注者)は資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象情報を注文者に提供
- 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

◆ 契約後のルール

- 資材高騰が顕在化した場合
  - 建設業者(受注者)が契約変更協議を申し出た際、注文者は誠実に協議に応じる努力義務
  - 契約前の通知をした受注者は、注文者に請負代金等の変更を協議可能に！
- ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務



【契約前】



【契約前】



【契約後】



通知の根拠となる情報も提供



- ・材料費が高騰したときは代金の変更を協議できる。
- ・変更する額は価格変動の内容などを考慮のうえ協議して定める。

- 契約書
- ・材料費が高騰しても代金の変更は認めない。
  - ・契約書に変更方法を定めない。

- ・注文者は協議に誠実に応じる義務
- ・変更しない場合でもその理由を説明

- ×
- ・注文者が協議開始自体を拒否
  - ・受注者の話を聞かずに変更を拒否

## 働き方改革と生産性向上

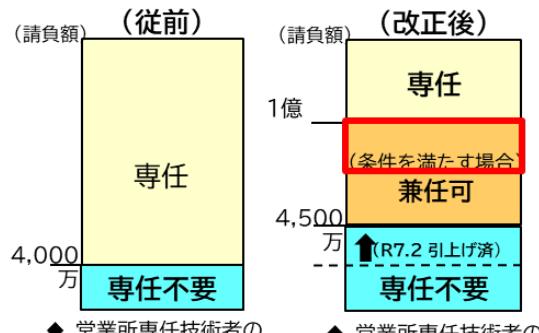
## 長時間労働の是正等に向けた新たなルール

◆ 長時間労働の抑制

- 工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を新たに建設業者(受注者)にも禁止）
- 「工期に関する基準」に基づく適正な工期設定が必要！（違反した場合は指導監督の対象）

◆ ICTを活用した生産性の向上

## ・ 現場技術者に係る専任義務を合理化



- 特定建設業者や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化
- 公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化  
(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



## 03. 建設業法違反事例と留意点

---

見積作成

契約締結

施工時の  
契約

施工後の  
支払い

# (1) 見積内容が不明確(建設業法第20条・20条の2)

## 見積書作成時の問題点と留意点

不明確な見積条件は取引トラブルの原因に –  
～内訳の書面明示で事後の争いを防止しましょう～

### ☑ 事例

注文者からの見積作成依頼において、工事内容や施工量などの具体的な条件が示されていない、かつ、即日の見積書作成を要求された

### ☑ 問題点

- ・受注者が適正な水準の賃金を確保する上で必要となる労務費等を正確に見積もることができない
- ・施工条件が曖昧なため、工事完成後の請求段階で金額の争いが生じる可能性がある

### ☑ 留意点

- ・仕様・数量等を具体的に提示し、適正な見積期間を確保
- ・諸経費の内訳や法定福利費等を明示した見積書を作成
- ・著しく低い労務費等による見積りや見積り変更依頼は禁



- 具体的な施工条件や業務分担を明確にするため、書面による見積条件の提示と見積内容について十分に協議する期間が取られていることを確認しましょう。
- 適切な水準の賃金を確保できるような労務費や市場価格を参考にした材料費、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数が明らかになっているなど、工事内容に応じた適切な見積りとなっていることを確認しましょう。

共通版はすべての職種に対応できるように作成。特定職種版はそれぞれの職種の特徴を標準見積書に反映した形式を想定しており、モデル事業を通して作成。

共通版		特定職種版
作成者	・国	・各専門工業団体等
作成時期	・法施行まで	・共通版やモデル事業を踏まえて順次 (未作成・未更新の団体において)
利用対象	・全職種	・特定の職種
目的	・一般的な標準見積書であり、どの職種でも利用できる	・各工種に特化した標準見積書であり、職種の特徴を反映できる
標準見積書 簡易版	<p><b>見積書の鑑</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>見積内訳明細書の利用を想定していない方向け</li> <li>内訳明示する項目はどのような職種も使いやすい粒度</li> <li>内訳明示する項目の単位は具体的な単位ではなく全職種が利用しやすい粒度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通版(簡易版)を流用</li> </ul>
標準見積書 詳細版	<p><b>見積書の鑑</b> + <b>見積内訳明細書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職種共通で利用できる算出方法詳細を見積内訳明細書に記載</li> <li>見積書の鑑の記載粒度は簡易版と同様</li> </ul>	<p><b>見積書の鑑</b> + <b>見積内訳明細書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>見積内訳明細書の項目はモデル事業を通して今後抽出 →例:労務単価の仕様は普通作業員やとび職など複数の労務単価が記載される想定</li> <li>特定職種ごとに積み上げか率計上か算出方法をアレンジ</li> <li>見積書の鑑の記載粒度は簡易版と同様</li> </ul>

見 積 書	
御中	見積番号
令和 年 月 日	
住所	
会社名	
所属部門	
担当	
TEL	-
FAX	-
見積金額合計(税抜)	¥1,000,000 -
消費税額	¥100,000 -
見積金額合計(税込)	¥1,100,000 -
税率	10%
内 訳	金 額 (税 抜)
見積金額合計(税抜)	
材料費	¥100,000 -
労務費	¥580,320 -
法定福利費(事業主負担分)	- -
建退共掛金	¥5,952 -
安全衛生経費	¥15,000 -
(参考) 建設労働者の雇用に伴う、賃金相当分以外の必要経費の合計	
¥12,000 -	
※本内訳は主要費用項目を抜粋したものであり、見積総額には記載外の費用(諸経費等)も含まれています	
工 事 名	
工 事 場 所	
見積有効期限	令和 年 月 日 まで
支 払 条 件	
工 期 自	令和 年 月 日
至	令和 年 月 日
受 渡 場 所	
そ の 他	
以上のとおり、お見積り申し上げます。	

材料費・労務費・法定福利費等の内訳明示が必要!

材料費 = 数量 × 単価の合計  
詳細版では「材料費」シートへ入力

労務費 = 数量 × 歩掛 × 単価の合計  
詳細版では「労務費」シートへ入力

法定福利費 = 労務費 × 料率の合計  
詳細版では「法定福利費・建退共掛金」シートへ入力  
(事業主負担分のみ対象)

建退共掛金 = 人工 × 単価の合計  
詳細版では「法定福利費・建退共掛金」シートへ入力

※下記3つの計上方法から1つを選択し、算出してください。  
安全衛生経費 = 数量 × 単価の積み上げ計上 (積み上げ計上の場合)

= 経費率計上 (経費率計上の場合)

= 積み上げ計上分 + 経費率計上分 (両者合算の場合)

詳細版では「安全衛生経費」シートへ入力

建設労働者の雇用に伴って必要となる経費を計上  
鑑に直接入力

見積作成

契約締結

施工時の  
契約

施工後の  
支払い

## (2) 口頭契約(建設業法18条、19条1項、20条1項)

### 契約締結時の問題点と留意点

口頭契約は取引トラブルの原因に  
～書面契約の締結で事後の争いを防止しましょう～

#### ☑ 事例

口頭契約による施工のため、施工範囲や支払条件が不明瞭となり、支払の段階になって出来高や精算額が折り合わずトラブルとなった

#### ☑ 問題点

- ・トラブルとなった際、契約内容の証明が困難
- ・受注者側が不利となることが多い

#### ☑ 留意点

- ・注文者側は、契約当事者の下請のみならず、その下請への影響も考慮すべきであること
- ・受注者側は、口頭契約は相当のリスク負うという認識を持ち、施工中の変更契約含め、必ず書面による契約を行うこと

**着工前・変更契約時に書面契約締結を遵守**



●●●こんな取引を目指しませんか?●●●

- 建設業法で定められた必要事項も含め、元請負人と下請負人の間で合意された事項を記載した契約書面を工事着工前に交わしましょう。
- 契約内容を変更する場合、工事内容、工期、請負代金額の精算方法などについて協議し、変更内容を記載した書面を改めて交わしましょう。

## 契約締結時の問題点と留意点

注文者は受注者と協議を！

～金額が協議なく一方的に決められていませんか？～

### ☑ 事例

労務費等を内訳明示した見積書を注文者に提出したが、先方からは合理的理由のない一定率を乗じた減額を要求され、内訳に基づく協議は一切行われなかった

### ☑ 問題点

- ・注文者が合理的理由のない一方的な減額を要求
- ・通常必要と認められる原価に満たない契約の可能性

### ☑ 留意点

- ・見積書の額から減額する場合は根拠を提示すること
- ・受注者の見積根拠を確認した上で価格交渉を行うこと
- ・**1 人工あたりの労務単価が標準労務費の基準値を上回ること**
- ・建設業者(受注者側)も、注文者の価格誘導に応じて、上記の基準値を下回る金額の見積を出すことは違反となるおそれあり

#### チェックポイント

- ✓ 協議することなく一方的に提示された請負代金で契約をしていませんか。
- ✓ 通常必要と認められる原価に満たないような請負代金の契約となっていますか。



#### ●●●こんな取引を目指しませんか？●●●



- 施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的な請負代金となるように協議のうえ契約しましょう。
- 建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費や労働災害防止対策に要する経費などが見積書において内訳明示され、それらの経費を尊重した請負代金であることを確認のうえ契約しましょう。

## 契約締結時の問題点と留意点

適正な工期で契約を！

～必要な工期より短い工期になつていませんか？～

### 事例

注文者からの要請により著しく短い工期で契約した結果、違法な長時間労働などの不適正な状態で施工することとなつた

### 問題点

- ・注文者が「工期に関する基準」を考慮していない
- ・不適正な工期は後工程や下請にしわ寄せが及ぶ可能性が高い

### 留意点

- ・「工期に関する基準」を参考に4週8休を踏まえた工期設定
- ・工期の延長に伴う費用の増加が発生した際、費用の増加分を受注者に対し、一方的に負担させることは違反となる。
- ・建設業(受注者)自らの発意でなくとも、著しく短い工期による契約は違反対となるおそれ。

#### チェックポイント

- ✓ 長時間労働により施工することを前提とした短い期間を工期とした契約をしていませんか。
- ✓ 工期などの契約内容が変更になった場合に、元請負人と下請負人は、双方対等な立場において協議を行っていますか。



#### ●●●こんな取引を目指しませんか?●●●

- 工事内容、請負金額などの契約内容を総合的に検討し、「工期に関する基準」を参考に、適正な工期で請け負うことができるのかを確認してから契約しましょう。
- 工期の延長や、それに伴う工事費用の増加が発生した際に、元請負人としっかり協議できるよう、当初契約で協議方法などを明確に定めておきましょう。

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (1) <b>自然要因</b>       | (6) 関係者との調整        |
| (2) <b>休日・法定外労働時間</b> | (7) 行政への申請         |
| (3) イベント              | (8) <b>労働・安全衛生</b> |
| (4) 制約条件              | (9) 工期変更           |
| (5) 契約方式              | (10) その他           |

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) **施工**
- (3) **後片付け**

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積りを提出**するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力**し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重**する。

※下請契約における注文者も同じ

・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。

・十分な**工期確保**や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

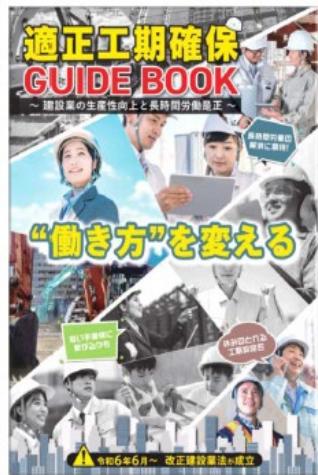
・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

## 「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

### 「工期に関する基準」を解説したガイドブック



「工期に関する基準」や  
適正工期のあり方について  
受注者や発注者の皆様へ  
わかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先 QR コード



※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。

### 適正な工期設定はなぜ必要?

- 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

### 持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

## 「著しく短い工期による工事契約」 建設業法で禁止されています!

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

### 工事の発注者

- ①長時間労働を前提とした工事請負契約の締結



### 工事を受注する建設企業

- ②労働基準法の時間外労働規制に違反した場合

- ③建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を公表する場合があります

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります  
(違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

### 建設業法 第十九条の五 (著しく短い工期の禁止)

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。 (※)  
※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。(2025年12月までに施行予定)

## 契約締結時の問題点と留意点

発注前に許可の有無について確認を!  
～無許可業者との下請契約に関する注意喚起～

### 事例

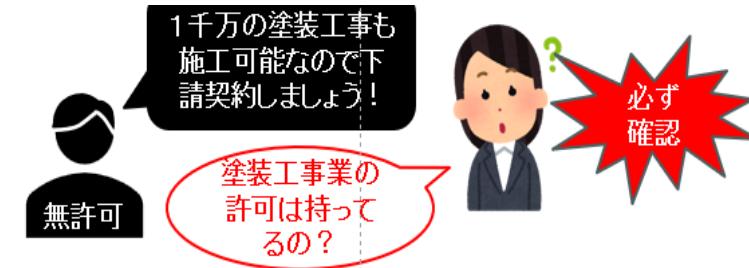
建設業者が建設業の許可を受けていない企業と、500万円以上（軽微な建設工事の範囲を超える）建設工事の下請契約を締結した

### 問題点

- ・建設業許可（業種）の認識不足
- ・建設業法の誤認・認識不足

### 留意点

- ・下請契約を締結の際は、**下請の建設業許可を確認すること**  
(必要な業種の建設業許可の有無・許可の有効期間)
- ・無許可業者と下請契約をした際は、**増額となる変更契約により500万円を超えないよう注意すること**



建設業許可を有している企業か、必要な業種の許可があるか、有効期間内かを必ず確認しましょう  
「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」や建設業許可の通知書で確認できます



建設業法の認識不足により違反が起こることもあります。  
例) 当初契約が500万円を超えないといいと思っていた  
消費税抜きで500万円を超えないといいと思っていた  
支給材料を含まない施工部分のみが500万円を超えない  
といいと思っていた

見積作成

契約締結

施工時の  
契約

施工後の  
支払い

## 施工時における契約の問題点と留意点

やり直し工事にも変更契約を！

～やり直し工事費用を肩代わりさせていませんか？～

### ☑ 事例

設計ミス等によりやりなおし工事が生じたが、受注者と変更契約を締結せずに施工をさせ、協議に応じず、その代金についても受注者に負担させた。

### ☑ 問題点

- 受注者に瑕疵が無いものの、一方的な費用負担を求めた
- 協議した上で書面による契約変更が行われていない

### ☑ 留意点

- 注文者の負担が無く求めるやり直し工事は、受注者に瑕疵等の責がある場合に限られる。**
- やり直し工事を求める場合は、理由・施工内容を明示すること
- 関係者間で十分に協議した上で着工前に変更契約を行うこと**



#### ●●●こんな取引を目指しませんか?●●●

- 予めやり直し工事が発生した場合の取り決めについて協議しておき、合意した内容については責任関係を明確にするために契約書面へ記載しましょう。
- やり直し工事の責任や発生経緯を整理して、やり直しに必要な費用について元請負人と下請負人の間で協議したうえで、必要に応じ契約変更をしましょう。

## 施工時における契約の問題点と留意点

原材料費等の高騰など伴う契約変更協議の実施  
～変更協議に誠実に応じていますか？～

### ☑ 事例

原材料費の高騰により、請負代金や工期を変更する必要が生じたが、変更協議に応じてもらえなかった

### ☑ 問題点

- ・請負代金等の変更に係る規定が契約書に記載されていない。
- ・契約前に資材高騰等のリスクを注文者・建設業(受注者)双方で共有していない

### ☑ 留意点

- ・請負代金等の「変更」方法を契約書に記載すること
- ・受注者は契約前に資材高騰等のリスクを注文者に通知すること
- ・通知したリスクが発生した場合、注文者は正当な理由なく、建設業者(受注者)からの協議申出を拒絶せず誠実に応じること

#### チェックポイント

- ✓ 工期の変更や請負金額の変更に関する規定、またその額の算定方法は、契約書面に明示されていますか。
- ✓ 追加費用の分担や工期の延長について、元請負人から協議を拒否されていませんか。

要注意



#### ●●●こんな取引を目指しませんか?●●●

- ・契約締結にあたっては、請負代金の変更に関する規定及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用しましょう。
- ・原材料費等の高騰や資材不足などの背景を整理し、双方の協議の上、適切に変更契約をしましょう。

見積作成

契約締結

施工時の  
契約

施工後の  
支払い

## 施工後における支払い時の問題点と留意点

注文者は支払期日を厳守！

～不适当に長い期間支払いを留保していませんか？～

### ☑ 事例

注文者（特定建設業者）に対し、引き渡し済みであるにも関わらず、50日を経過しても下請代金の一部である保留金を含め、工事全体が終了するまで支払われない。

### ☑ 問題点

- ・法定期限を超えて不适当に長い期間支払いがされていない。
- ・正当な理由なく下請代金が保留されている。

### ☑ 留意点

- ・**特定建設業者は**注文者からの支払いを受けたか否かによらず、**引き渡しから50日以内に保留金含め支払うこと。**
- ・工事全体が終了していない場合でも、各工事の引き渡しがなされた場合は、法定期間内に支払いを行うこと。



## 施工後における支払い時の問題点と留意点

注文者は労務費相当分は現金払いを!  
～60日を超える手形が振り出されていませんか?～

### 事例

注文者（特定建設業者）から90日の約束手形が交付されており、割引料等のコストについて協議することなく受注者の負担となるように設定されていた。

### 問題点

- ・サイトが60日を超えて「割引困難な手形」に該当する
- ・割引料のコストを一方的に受注者に負担させている

### 留意点

- ・令和6年11月以降、60日を超える期間の手形交付を禁止
- ・振込手数料の取り扱いは事前に当事者間で協議しておくこと
- ・労務費相当分を手形払いすることは違反であること



●●●こんな取引を目指しませんか?●●●

- 手形期間は60日以内で、できる限り短い期間内として、割引料等のコストを下請負人が負担することのないように協議しましょう。
- 下請代金はできる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合でも、少なくとも労務費相当分は現金払いとするように協議しましょう。
- 令和8年度の手形の利用廃止等に向けて、電子記録債権への移行等を進めましょう。



## 建設企業のための 適正取引 ハンドブック (第4版)



取引条件の改善に向けて建設業法違反となる取引上の行為や注意点と  
目指すべき取引のあり方などをまとめています

国土交通省

## 目次

1章 このハンドブックの使い方

はじめに

2章 こんな取引条件に要注意!!

3章 適正取引のためのノウハウ

4章 問い合わせ窓口等

1章 このハンドブックの使い方

はじめに

●建設業は、地域のインフラの整備やメンテナンス、災害が発生した際には最前線で応急復旧作業にあたるなど、地域社会の安心・安全の担い手として国民生活を支える大きな使命・役割が求められている産業です。

●建設工事は規模などに応じて、多くの建設業者が施工に関わることとなり、適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を促進するうえで、工事に携わる建設業者が適正な請負契約のもとに健全な経営状況であることが重要です。

●そのためには、建設工事の請負契約の当事者双方が建設業法や建設業法令遵守ガイドライン等で定められているルールを理解したうえで、契約手続きの各過程でそのルールを守り、適正な取引を推進していく必要があります。

●本ハンドブックは、下請負人へのしわ寄せの防止、労働者への適切な賃金水準の確保なども踏まえ、適正な取引環境を構築するうえで、守るべき契約上の主なルールを確認するための手引きとなっていますので、広くご活用ください。

●本ハンドブックは、難解な法律用語をさて、できる限り平易な表現としています。

みんなで守る  
適正取引!

32

## 04. 建設Gメンの取組 (建設業法令遵守推進本部の活動方針)

---

- ◆ 国が示す「労務費の基準」を著しく下回る見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更依頼・契約締結の禁止など、昨年6月に公布された改正建設業法により措置された労務費の確保とその支払いのための新たなルールが、本年12月までに施行することになっている。
- ◆ 適正な労務費の確保と技能者への賃金支払の実効性を確保するため、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、指値発注などの既存ルールとともに新たに措置されたルールについて、強く遵守を求めていく必要がある。
- ◆ 昨年度に引き続き書面調査を大幅に拡大し、そこで把握した情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を活用し、違反の疑いのある取引を優先して建設Gメンが実地調査を行い、不適当な取引行為に対する改善指導等を通じて、取引の適正化を図っていく。

## 建設Gメンの実地調査 (主な調査事項)

### ¥ 適正な請負代金・労務費の確保

#### 【主な調査内容】

- ✓ 注文者が指値や一方的な請負代金の減額等をしていないか、受注者が請負代金のダンピングをしていないか
- ✓ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか、受注者が労務費等のダンピングをしていないか
- ✓ 労務費等の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか 等

### 適切な価格転嫁

#### 【主な調査内容】

- ✓ 資材価格の高騰等に係る「おそれ情報」について、受注者は契約締結前に注文者に通知しているか
- ✓ 資材価格の高騰等による請負代金や工期の変更について、受注者から注文者に対する変更協議の申出状況、当該申出を踏まえた注文者の変更協議の対応状況
- ✓ 注文者が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づいて、労務費の価格転嫁に向けて採るべき行動をとっているか 等

### 適正な工期の設定

#### 【主な調査内容】

- ✓ 受注者は「工期に関する基準」に基づき、時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期の見積りを行っているか
- ✓ 注文者は受注者の工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等

### 適正な下請代金の支払

#### 【主な調査内容】

- ✓ 注文者が手形の割引料等のコストを一方的に受注者の負担としていないか
- ✓ 手形期間が60日を超える「割引困難な手形」となっていないか（発注者の手形期間等も調査）
- ✓ 注文者が下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

## 法令遵守に向けたその他の取組

### 法令違反疑義の収集

- ✓ 「駆け込みホットライン」に通報があった場合の対応として、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けることがないよう、通報者の保護に特に努める

### 立入検査の実施

- ✓ 建設Gメンの調査等により違反を把握した建設業者に対して強制力のある立入検査を実施

### 建設業取引適正化推進期間

- ✓ 10~12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施
- ✓ 建設Gメンも、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を実施

### 関係機関との連携

- ✓ 都道府県労働局等との連携による「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」の開催等を通じ民間発注者等に適正な工期設定を働きかけ
- ✓ 賃金支払状況の確認や請負代金(総価)に係る不当な行為に対する措置請求など、実効性を高めるため関係機関と連携

- 令和6年度（R6.7～R7.6）に、1,143件の建設Gメンの調査\*を実施し649業者の指導を実施（※立入検査等を含む）
- 指導の内容は、見積に関すること（347件）、請負代金の設定に関すること（99件）、工期の設定に関すること（98件）、価格転嫁に関すること（87件）などとなっている。
- 令和7年度についても、書面調査や駆け込みホットラインの通報を端緒に調査し、取引の適正化を図っていく。

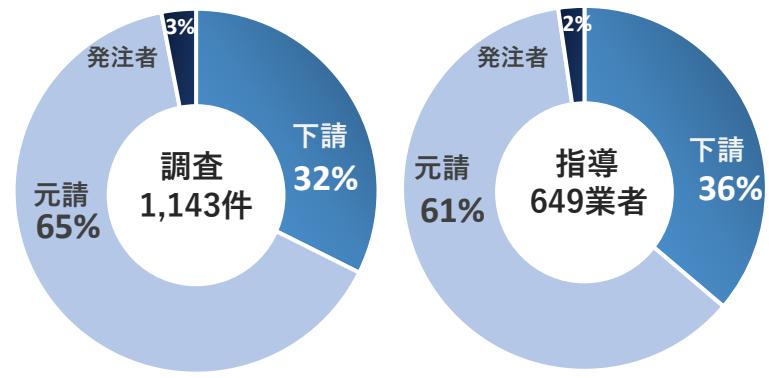
## 1.調査件数等の内訳

### 【調査：1,143件】

- ・発注者 35件
- ・元請事業者 738件
- ・下請事業者 370件

### 【指導：649業者】

- ・発注者 15業者
- ・元請事業者 399業者
- ・下請事業者 235業者



## 2.指導件数の内訳

※ 1社において複数事項で指導していることがあるため、業者数と一致しない。

見積に関すること  
(見積条件の提示不備等) 347 (53%)

契約書の記載に関すること  
(契約書の記載不備等) 283 (43%)

請負代金の設定に関すること  
(労務費見積額の減額変更依頼など) 99 (15%)

工期の設定に関すること  
(工期に関する基準を考慮していない等) 98 (15%)

価格転嫁に関すること  
(請負金額の変更に関する定めの不備等) 87 (13%)

労務費指針に関すること  
(注文者側からの定期的な協議の未実施等) 260 (40%)

手形・支払等に関すること  
(手形サイトが60日超等) 96 (15%)

その他  
(技術者の専任性不備等) 235 (36%)

※ () 内の割合は指導数（649業者）に占める各事項の指導件数を割合で示したもの。

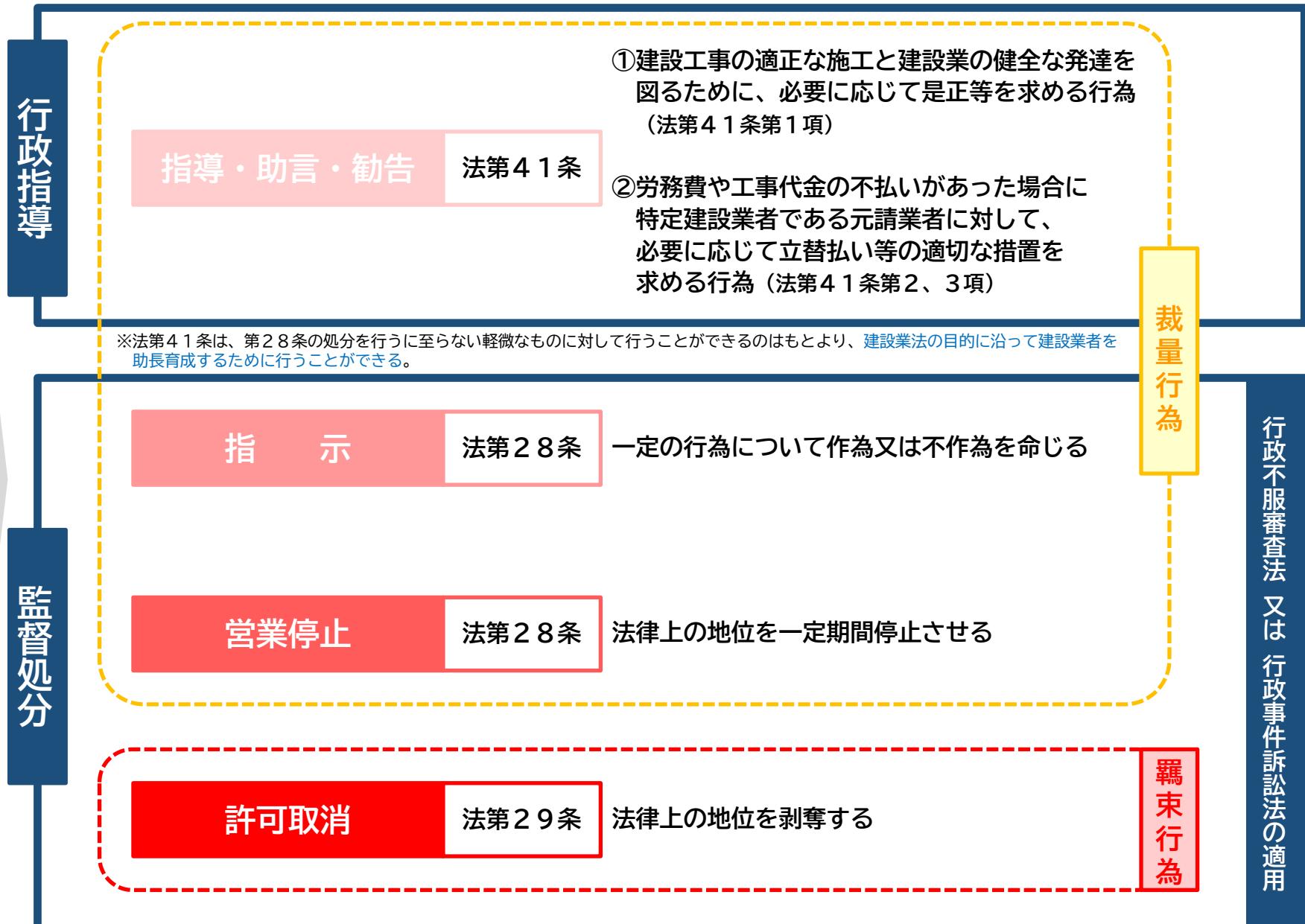
※指導件数には、法未施行の規定に係る指導を含む

## 05. 建設業法における指導監督

---

## 不正行為

(建設業法違反、他法令違反など)



## 談合・贈賄等

- 刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）  
補助金等適正化法違反、独占禁止法違反

・代表権のある役員	1年
・代表権のない役員等及び令3条の使用人	120日以上
・その他職員	60日以上
・独禁法に基づく排除措置命令 又は 課徴金納付命令	30日以上

## 事 故

- 公衆危害  
公衆に死亡者 又は 負傷者3名以上の事故で  
役職員が業務上過失致死傷罪 7日以上

- 工事関係者事故  
工事関係者に死亡者又は負傷者3名以上の事故で  
業務上過失致死傷罪 3日以上

## 請負契約に関する不誠実行為

○競争参加資格確認申請書等の虚偽記載	15日以上
○虚偽申請による経審結果の発注者への提出	30日以上
○監査加点、かつ、監査書類等への虚偽記載	45日以上
○一括下請負	15日以上
○主任技術者・監理技術者の不設置	15日以上
○不正受検による資格取得者の現場配置	30日以上
○手抜き・粗雑工事による重大な瑕疵	15日以上
○施工体制台帳等の不作成又は虚偽作成	7日以上
○無許可業者との請負契約	7日以上

## 他法令違反等

- 建設工事の施工等に関する他法令違反  
(建築基準法、労働基準法、特定商取引法、賃貸管理適正化法)  
3日以上 又は 7日以上  
(宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物処理法)  
7日以上 又は 15日以上

- 役員等による信用失墜行為等  
(法人税法、消費税法等の税法違反、暴力団対策法、  
健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法違反)  
3日以上 又は 7日以上
- 履行確保法違反  
7日以上 又は 15日以上

## 06. 各種相談窓口等

---

あなたの周りに建設業法違反などのトラブルはありませんか？

## ☑ 駆け込みホットラインとは

- ・建設業法に係る違反行為の通報を受付
- ・法令違反の疑いがある建設業者には必要に応じ立入検査など行った上で、違反行為があれば指導監督を実施

**※通報者が特定されて不利益が生じないよう情報を取り扱います。**

建設業法違反通報窓口  
**駆け込みホットライン**

TEL. **0570-018-240**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。  
受付時間／10:00～12:00、13:30～17:00  
(土日・祝祭日・開院日を除く)

FAX. **0570-018-241**  
E-mail. [hqt-k-kakekomi-hl@gbx.mlit.go.jp](mailto:hqt-k-kakekomi-hl@gbx.mlit.go.jp)

※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います。

駆け込みホットラインでは建設業法違反に関する通報を受け付けております。  
具体的な違反事例については裏面及びガイドラインをご覧ください。

国土交通省  
建設業法令遵守推進本部

建設業法違反通報窓口  
**駆け込みホットライン**

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例  
<建設業法に係る違反行為の通報を受け付けます>

無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している。  
60日を超える割引困難手形で下請代金が支払われた。  
見積書に記載した法定福利費を一方的に減額された。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。  
著しく短い工期や低価格の契約を締結された。

工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担された。  
一方的に請負代金や工期を決定されるが、協議に応じてもならない。

\* 建設業法違反とされる取引上の行為や注意点はどちら  
(建設業法に該当する事案かどうかを審査前に「記入ガイドライン」や「法令をくわしく読む上」、参考願います)  
建設業法遵守ガイドライン

\* 元請の下請間に取引上に該当するトラブルの相談窓口はこちら  
建設業取引適正化センター

東京: TEL 03-3239-5095 E-mail: [tokyo@tekitori.or.jp](mailto:tokyo@tekitori.or.jp)  
大阪: TEL 06-6767-3939 E-mail: [osaka@tekitori.or.jp](mailto:osaka@tekitori.or.jp)

駆け込みホットラインに電話をすると最も早い地方整備局等の建設業法違反相談窓口に通じています。

法令違反の疑いがある建設業者は、必要に応じて立入検査の実施を受ける場合があります。

※通報するにあたっては、下記の項目ができる限り明らかにしていただくことが望まされます。

1. 通報される方の情報(匿名可)

氏名	会社名
住所	電話番号
	E-mail

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会社名
代表者名
登録業者登録証号
電話番号

3. 違反の疑いがある行為(具体的な事実)

いつ
どこで
だれに対して
何をしたか(上記違反事例、ガイドラインを参考に記載した)

## ☑ 建設業取引適正化センターとは

- ・建設工事の請負契約をめぐる元請下請間等に関するトラブルの相談窓口
- ・紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス
- ・あっせん、調停、仲裁等の希望者には、建設工事紛争審査会の紹介

### <相談事例>

- ・代金の支払いを巡って契約当事者間でもめている
- ・下請代金の支払時に減額処理されて困っている
- ・一方的に下請代金額を決められてしまった
- ・建設業法に違反すると考えられる行為を受けている

建設業取引適正化センター

建設業取引適正化センター

建設工事の請負契約をめぐる元請下請間等に関するトラブルの相談窓口

センター 東京 TEL 03-3239-5095  
センター 大阪 TEL 06-6767-3939

(受付時間) 9:30～17:00  
(FAX) 03-3239-5125  
(E-mail) [tokyo@tekitori.or.jp](mailto:tokyo@tekitori.or.jp)

※相談内容をトラブルの相手方や第三者に打ち出すことはあきませんので、安心してご相談ください。  
★建設業取引適正化センター業務は専らの受託事業です。

（公則）建設業取引適正化推進機構

センター 東京  
〒102-0076  
東京都千代田区五番町123 五番町Y3ビル3階

センター 大阪  
〒540-0035  
大阪府大阪市中央区上町1-2 上町セイブ13F  
E-mail: [osaka@tekitori.or.jp](mailto:osaka@tekitori.or.jp)

40

## 建設業界の商慣行の変革に向けて

- ① 労務費・材料費等を内訳明示した見積書の作成
- ② 著しく低い労務費等による見積作成や変更依頼の禁止
- ③ 注文者・受注者ともに著しく短い工期による契約の禁止
- ④ 適切な価格転嫁に向けたおそれ情報の通知と誠実協議
- ⑤ 着工前・変更契約時の書面契約締結の遵守

## 施行時期について(建設業法・入契法)

## 建設業法・入契法

令和6年

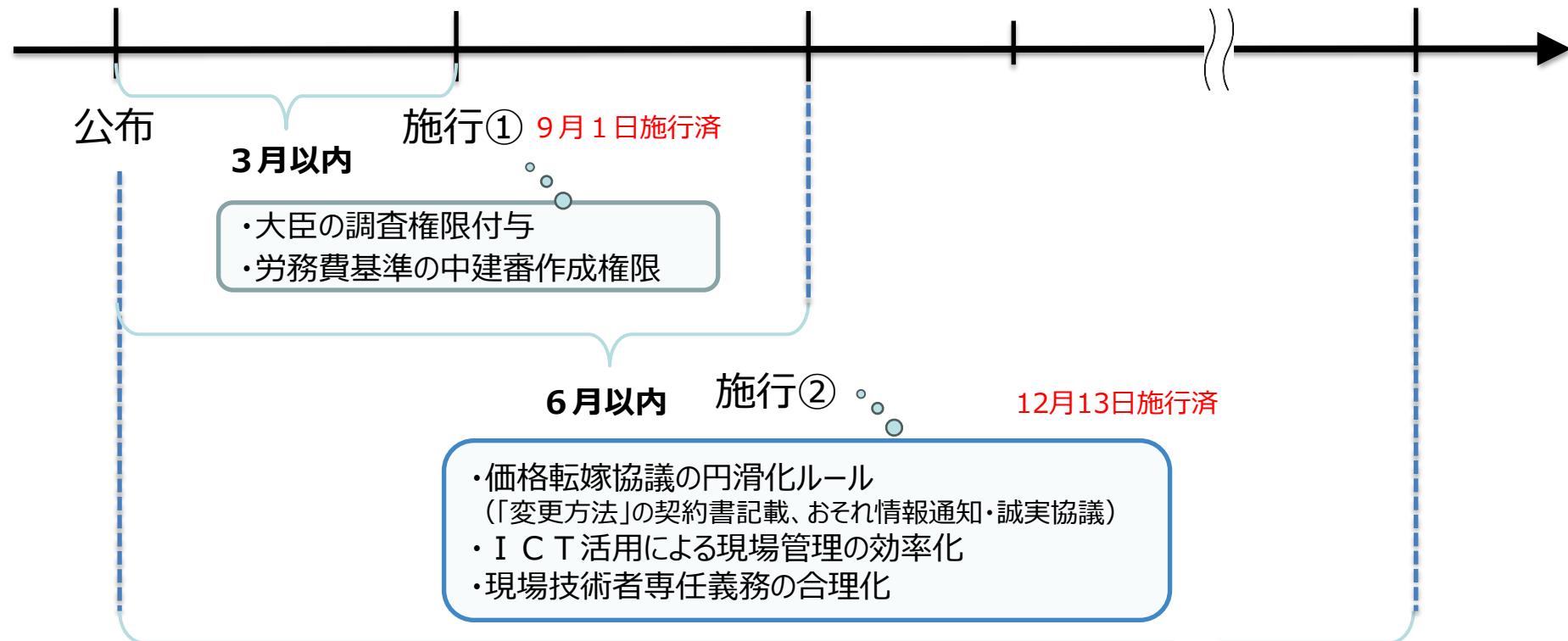
6月14日

～9月

～12月

令和7年

12月12日(金)施行!



※議員立法による

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は  
6月19日に公布・施行済  
(測量法改正のみ令和7年4月に施行)

1年6月以内

施行③

- 著しく低い労務費等の禁止
- 受注者による原価割れ契約の禁止
- 工期ダンピング対策の強化 等

# 技能者の待遇改善と働き方改革

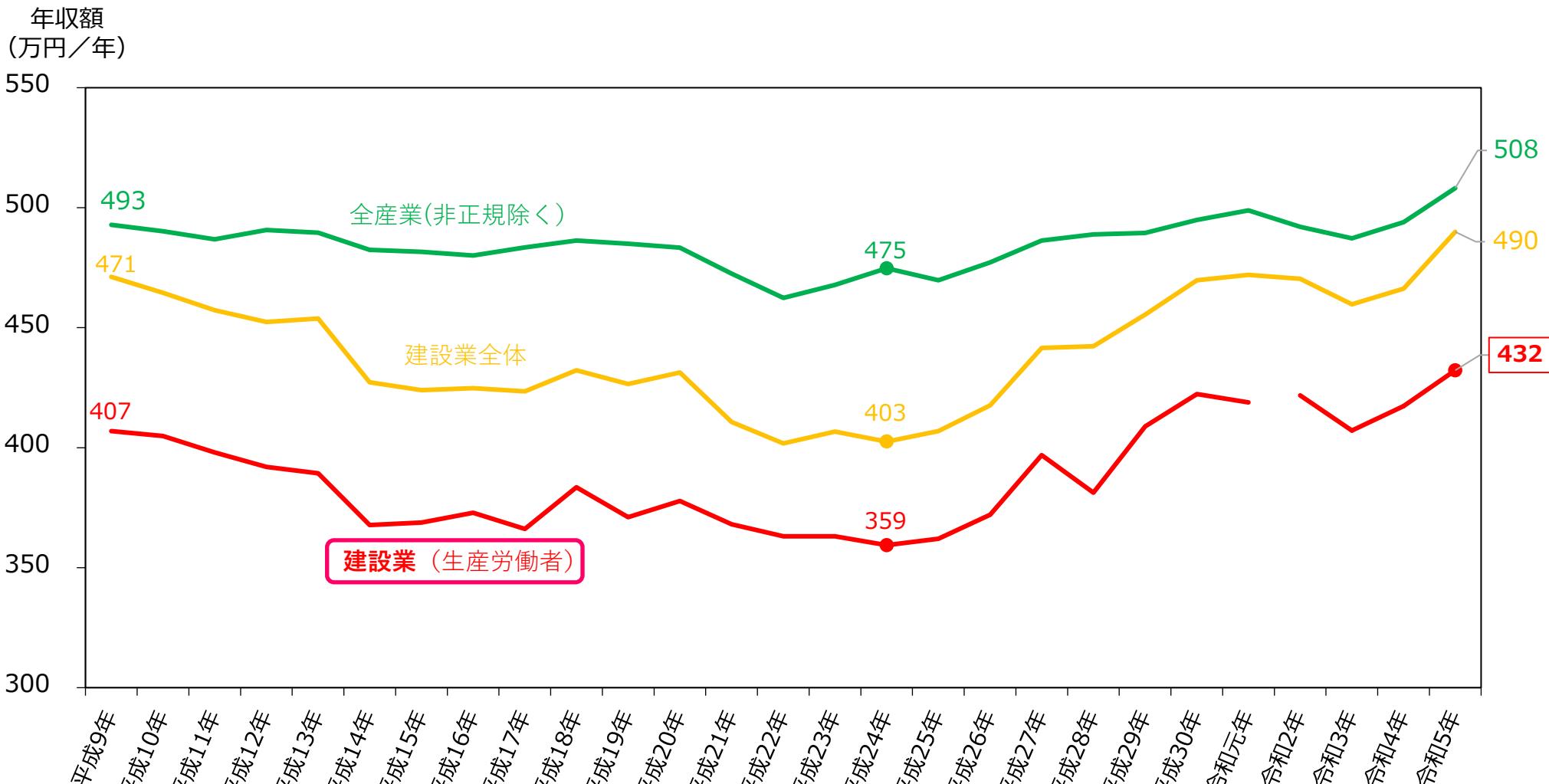
---

国土交通省等による取組の紹介

国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課 建設業適正取引推進指導室

令和7年12月4日



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額=所定内給与額×12年間賞与その他特別給与額

- 全産業(非正規除く)のうちH9～H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業全体は、賃金構造基本統計調査の「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」の各区分の賃金(R2以降は「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者」と「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者以外」の各区分の賃金)を、労働者数(労働力調査)にて加重平均して推計。
- 建設業(生産労働者)のR2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

- 賃上げは、政府の最重要課題。
- **未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ**が必要。

## 最近の賃上げ施策

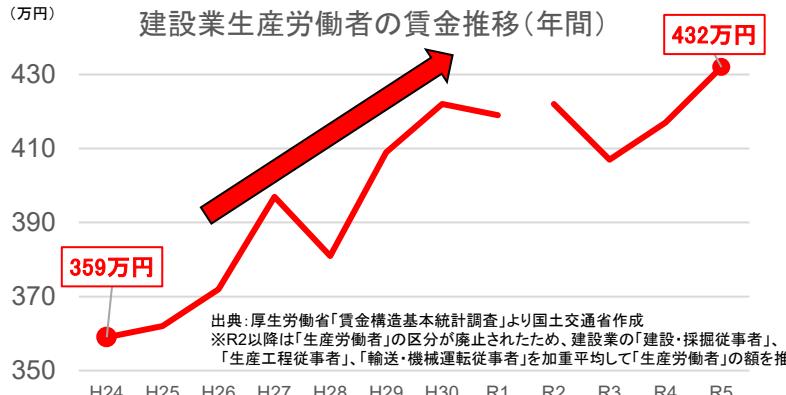
### 発注者・元請間での賃金原資の確保

- 公共工事設計労務単価を引上げ(R7.3より適用)。  
全国全職種平均で**前年度比プラス6.0%、13年連続の上昇**。
- 取引実態に即した契約・変更。  
（民間工事も同様）
  - ・**最新単価**を予定価格に反映。
  - ・材料費変動に伴う**請負代金額の変更**。
- 賃上げを阻害する**ダンピング受注の排除**  
・公共工事における各種経費の比率を改善

### 労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通省と建設業4団体のトップで**申合せ**(R7.2)
  - ・民間工事も含め、「**おおむね6%の上昇**」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること
- 建設Gメンが、**賃金上昇を阻害しかねない取引について調査**（約3万社）。
- 「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」を踏まえた対応を関係団体へ要請。

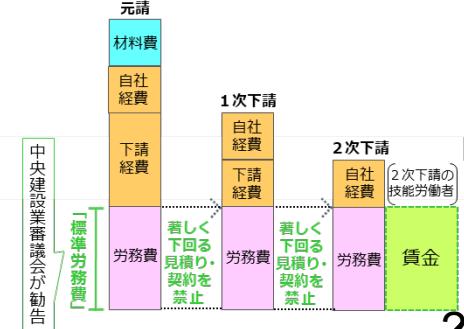
### ○これらの取組により、現場での賃金が上昇。



- これに加え、昨年6月の**建設業法等の改正**に基づき、以下の取組により**下請業者の適正な労務費を確保**
  - ・国が定めた**「労務費の基準」**を著しく下回る額での契約を禁止
  - ・資材費や労務費を転嫁する際の**協議ルール**の策定

などを措置。

### 労務費の確保のイメージ



## 開催概要

日 時：令和7年2月14日 18:20～18:50

出 席 者：石破内閣総理大臣、赤澤新しい資本主義担当大臣、中野国土交通大臣、

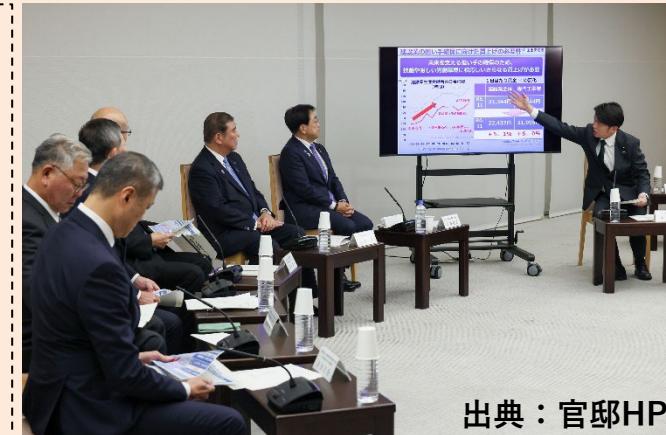
　　橋内閣官房副長官、青木内閣官房副長官、森内閣総理大臣補佐官、矢田総理補佐官

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

- 技能者の賃上げについて、(略) 民間工事も含め、「おおむね6%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること、
- (生産性向上について、)(略)省力化投資促進プランも踏まえ、各団体において、具体的な目標・期限を定めた計画を早急に策定し、(略) 業種・職種に応じた効果的な取組を推進することを国土交通省と建設業団体との間で申し合わせ。

石破内閣総理大臣から、

- 申合せをした目標の実現に向け、建設業法等の改正法の活用や価格転嫁の取組、標準労務費の設定を進めるようお願いするほか、建設業が、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる、かつこいい」新4Kの実現を目指して、全力で取り組んでまいりますとの発言。

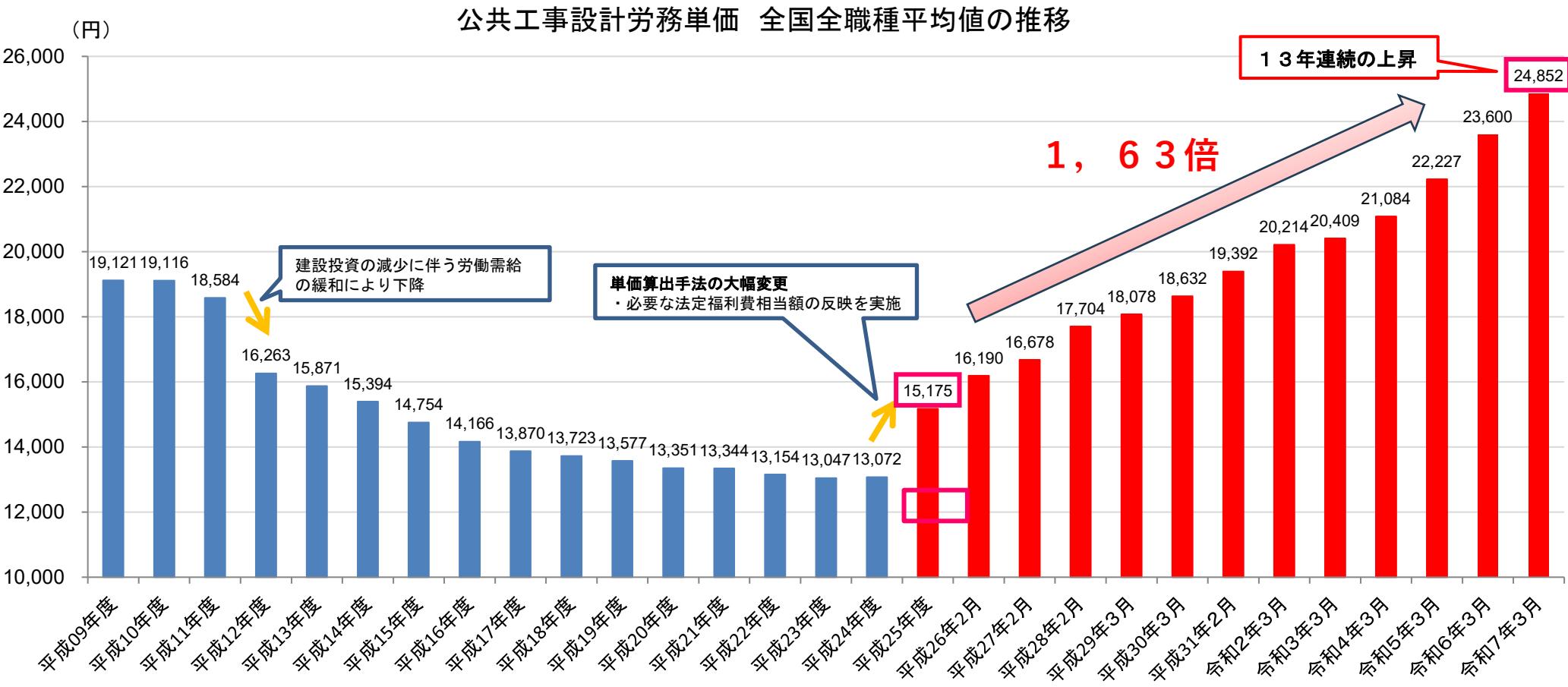


出典：官邸HP



車座対話の様子

# 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	→ +5.9%	→ +6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	→ +6.2%	→ +5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていなかったため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

## 安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちらながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保、施工時期の平準化が必要



### 《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表
- 技能者の待遇改善に資する施工時期の平準化推進(年間を通じた工事量の安定)

## 適正な予定価格の設定等

工事の円滑な施工確保や賃金引き上げの原資となる労務費の適正確保を図るため、適正な予定価格の設定に向けた取組の更なる強化が必要



### 《特に強化すべき取組》

- 最新の設計労務単価の早期適用等を含む労務費の最新の実勢価格反映
- 資材単価について最新の実勢価格を適切に予定価格に反映すること
- 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

## ダンピング対策の更なる徹底

賃金等の労働条件の悪化を防止し、工事の品質確保や、担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要



### 《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

## 低入札価格調査基準とは

- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、落札者としない。
- 基準の計算式について、工事費用の実態を踏まえて適時改定。

## 国交省直轄工事における低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。  
 「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1～

### 【範囲】

予定価格の  
7.0/10～9.0/10  
の範囲内で設定

### 【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税

H29.4.1～

### 【範囲】

予定価格の  
7.0/10～9.0/10  
の範囲内で設定

### 【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税

H31.4.1～

### 【範囲】

予定価格の  
7.5/10～9.2/10  
の範囲内で設定

### 【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税

R4.4.1～

### 【範囲】

予定価格の  
7.5/10～9.2/10  
の範囲内で設定

### 【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.68

上記の合計額 × 消費税

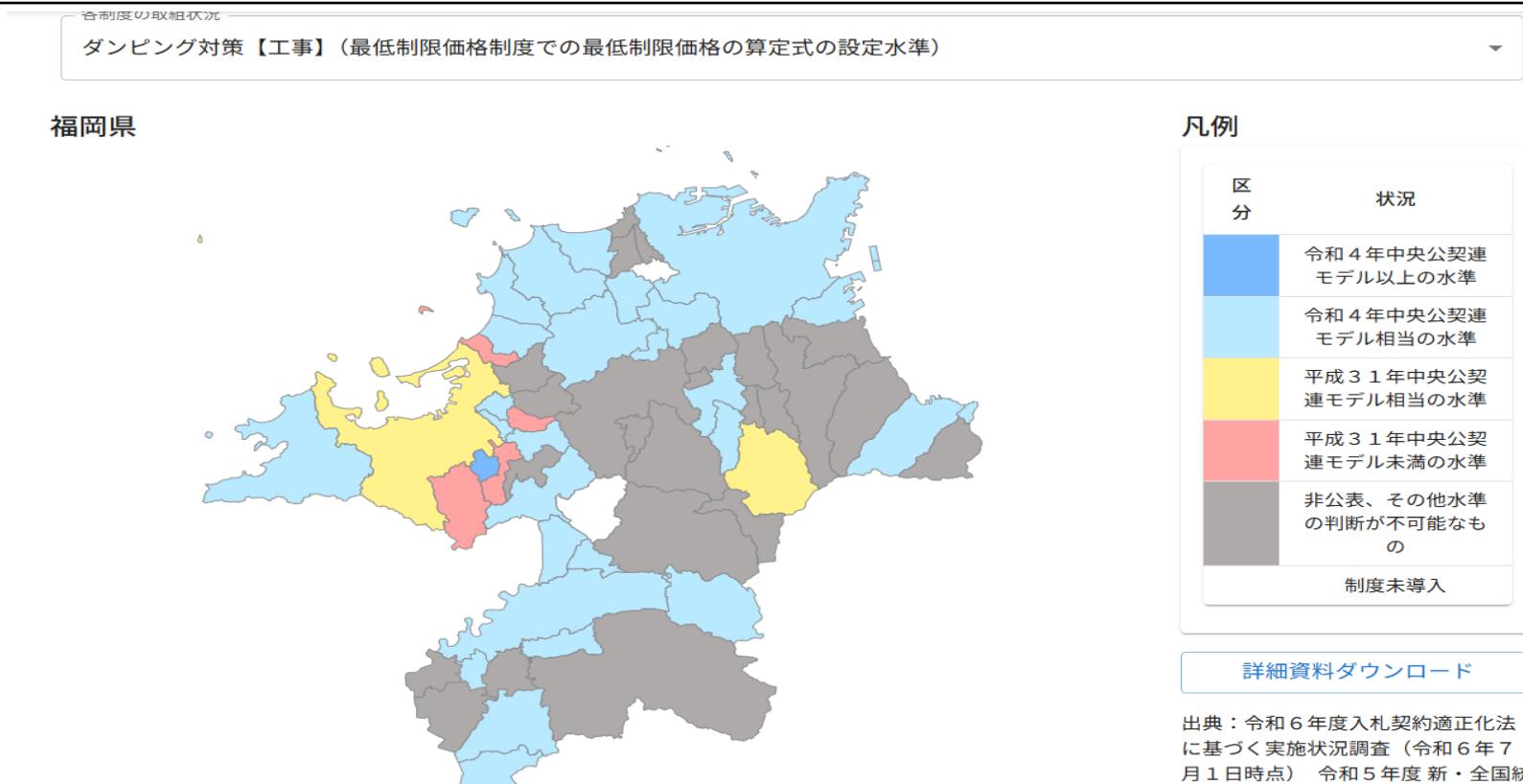
- 地方公共団体における入札契約適正化の取組について、「見える化」や「入契カルテ」といった取組状況を一覧できる  
ポータルサイト「入契適正化マップ」を開設(令和6年3月)

- 各市区町村のダンピング対策の取組状況については、主に以下の項目を「見える化」

- 最低制限価格制度の導入状況 及び 最低制限価格算定式の設定水準
- 最低制限価格又は低入札価格調査基準の設定状況(実施率)
- 低入札価格調査制度の導入状況 及び 調査基準価格算定式の設定水準

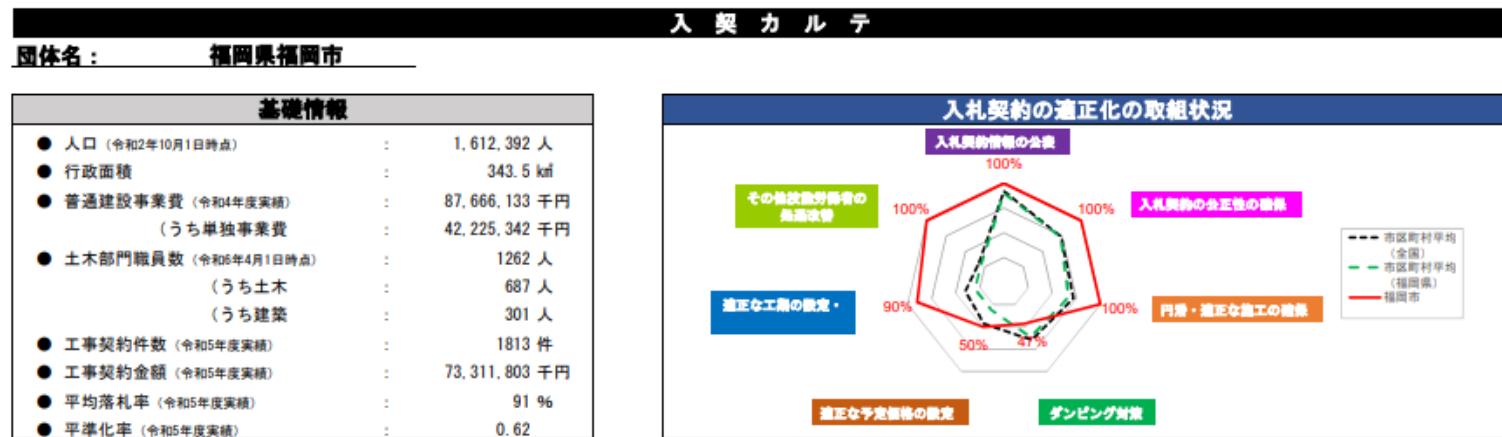


「入契適正化マップ（国交省HP）」



国土交通省HP

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const Tk1\\_000001\\_00026.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const Tk1_000001_00026.html)



**表の見方**

◎ : 入契法※に基づく義務付け事項 ○ : 適正化指針※に定められている取り組むべき事項 (努力義務) ー : 法令・適正化指針には定めがない事項

◎' : 自治法・自治法施行令の規定上認められていない事項

「取組状況」の色分けは、以下のとおり。

- : 法令や適正化指針で求められている基準を満たしているもの
- : 法令に違反しているもの
- : 適正化指針で求められている基準を満たしていないもの
- : 法令や適正化指針には定めがないもの
- : 制度未導入等による対象外のもの

※「取組状況」の右横の数字は、基準を満たしている数 (水色) /項目数であり、「法令・適正化指針には定めがないもの (白色)」及び「制度未導入等による対象外のもの (灰色)」は分母 (項目数) から除く。

※「入契法」=公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、「適正化指針」=公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

入札契約方式	取組状況 (5/5)
○ 一般競争入札	実施
○ 総合評価落札方式	本格導入
○ 電子入札システムの導入	本格導入
○ 電子契約システムの導入	試行導入
○ ASPの導入	導入

入札契約情報の公表	取組状況 (31/31)
◎ 免注見通し	公表
◎ 入札者名	公表
◎ 入札金額	公表
◎ 落札者名	公表
◎ 落札金額	公表
◎ 最低価格入札者でなく次順位者を落札者とした理由	公表
◎ 最低制限価格未満の入札者名	公表
◎ 契約の相手方の名称・住所	公表

ダンピング対策	取組状況 (7/15)
入札金額の内訳書	
○ 提出の求め	実施
○ 内容の確認	実施
低入札価格調査制度	
○ 制度の導入	導入
○ 調査基準価格の算定式	H31モデルを採用
○ 調査基準価格の公示時期	事後公示と事前公示を併用
○ 失格基準の導入	導入
最低制限価格制度	
○ 制度の導入	導入
○ 最低制限価格の算定式	独自モデルを採用 (平成31年中央公契連モデル相当の水準)
○ 最低制限価格の公示時期	全案件事前公示

## 目的

## 技能者の待遇

## 人材確保

## 生產性向上

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な待遇**につなげようとするもの

技能者の技能・経験に応じた**待遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通しをもて**、②**技能者を雇用し育成する企業**に人が集まる建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

## ＜建設キャリアアップシステムの概要＞

## 技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】  
・本人情報  
・保有資格  
・社会保険加入 等



### 技能者にカードを交付

## 就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、  
カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際に  
カードタッチで履歴を蓄積



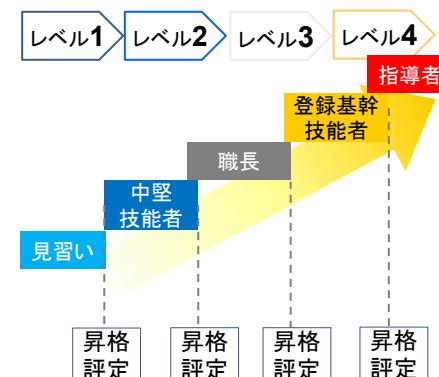
## 能力評価の実施

## 経験や資格に応じたレベル判定



## 経験・技能に応じた処遇

## レベルに応じた賃金支払い



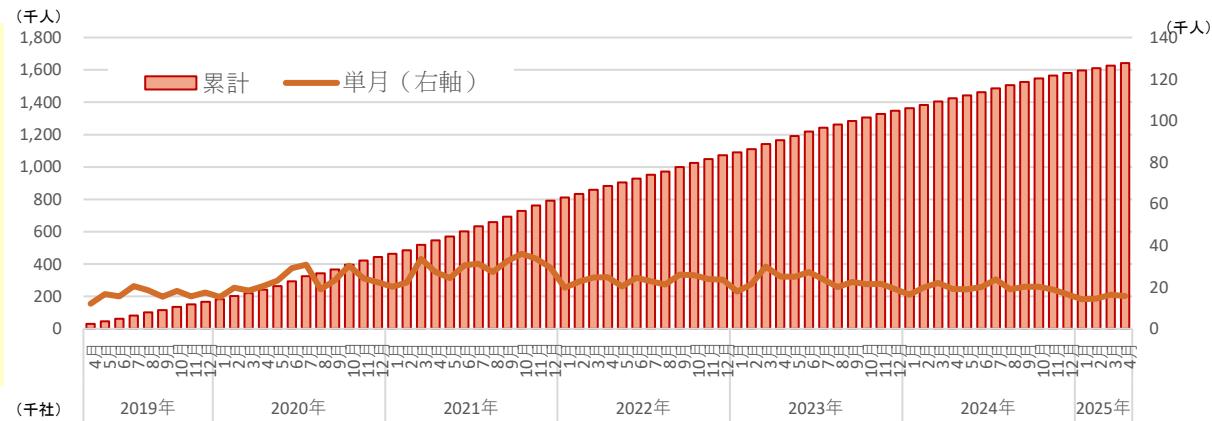
## 現場管理での活用

#### 社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

## 技能者の登録数

**164.2万人が登録**

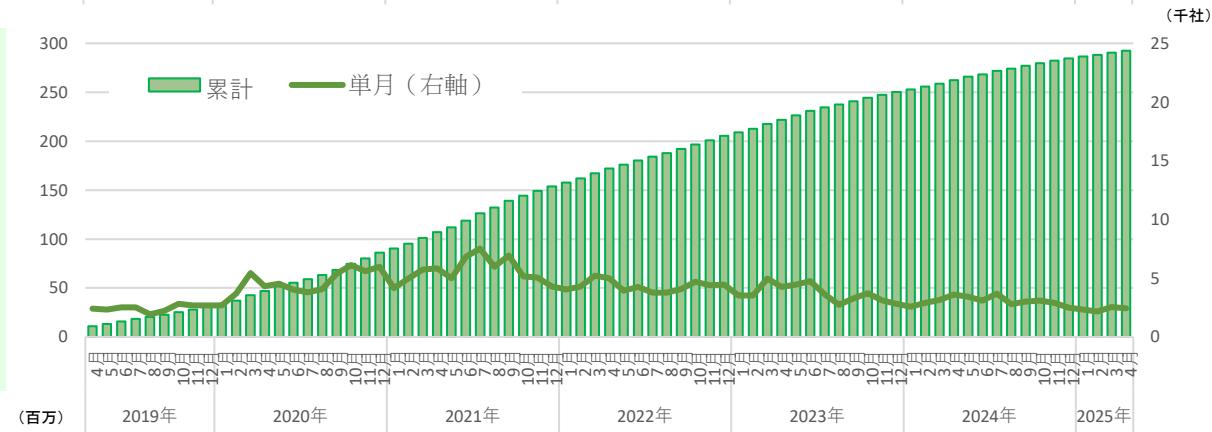
※労働力調査(R5)における建設業技能者数:300万人



## 事業者の登録数

**29.3万社が登録**

※うち一人親方は10.1万社

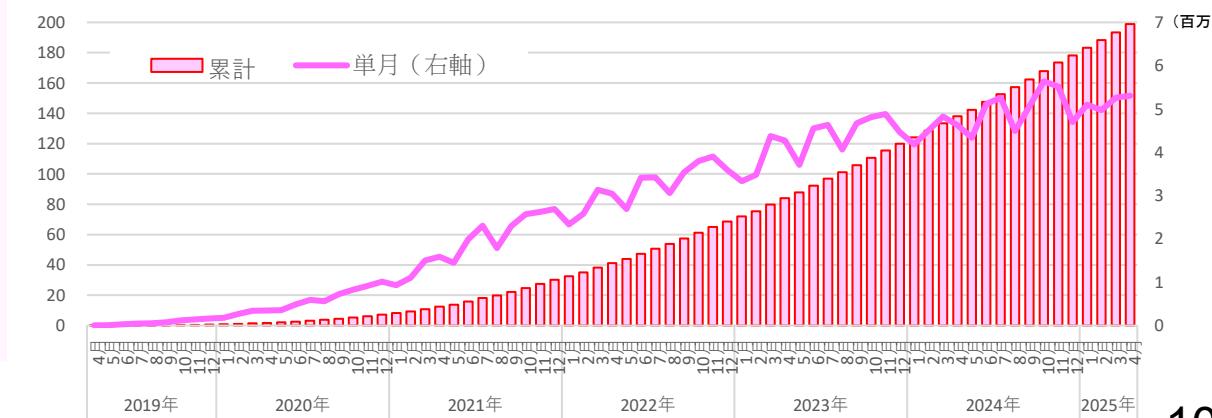


## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

累積就業履歴数 19,000万突破

※4月は530万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

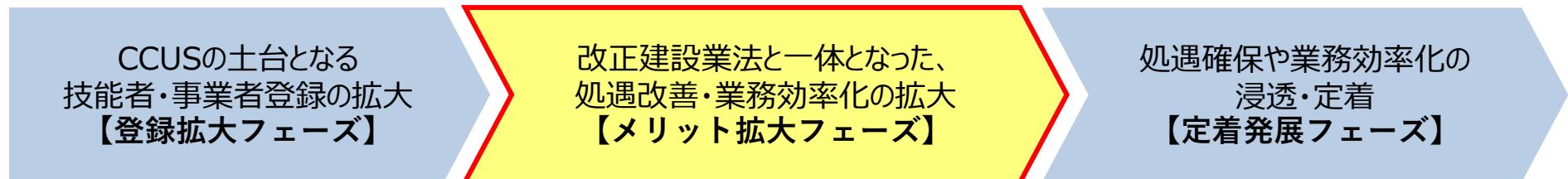
※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

# CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

＜令和6年7月24日公表＞

- これまでの5年間の取組を通じて、CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展。
- 今後3年間で、改正建設業法に基づく取組と一体となって、この土台を活用した処遇改善や業務効率化のメリット拡大を図る。

## ●今回の「3か年計画」の位置づけ



### 1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一緒に、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

### 2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

### 3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

**あらゆる現場・あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施  
技能者や建設企業が実感できるCCUSのメリットを拡充

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、  
**受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要**

○直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

## 【主な取組】

▶ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請）。

国 県 市

→都道府県による資材単価の設定状況を見える化。

※都道府県や市区町村に対しては、総務省と連名での要請（通知）のほか

会議の場を通じた直接の働きかけを実施

（都道府県・指定都市との課長級会議（ブロック監理課長等会議）、市町村向け会議（都道府県主催の会議：公契連））

▶ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施（文書要請）。

国 県 市 民 建

▶ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市：市区町村

民：民間発注者

建：建設業団体

価格変動が…

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、 <b>残工期が2ヶ月以上ある工事</b>	すべての工事 但し、 <b>残工期が2ヶ月以上ある工事</b>
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	<b>特定の資材価格の急激な変動</b> に対 応する措置	<b>急激な価格水準の変動に対応する 措置</b>
請負額変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後 の残工事量に対する資材、労務単価 等	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライ ドと併用の場合、全体スライド又は インフレスライド適用期間における負 担はなし)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適 用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除 いた工期内全ての特定資材が対象 のため、再スライドの必要がない)

## 本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

## 発注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められないなくとも、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

### ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

### ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

## 受注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

## 今後の対応

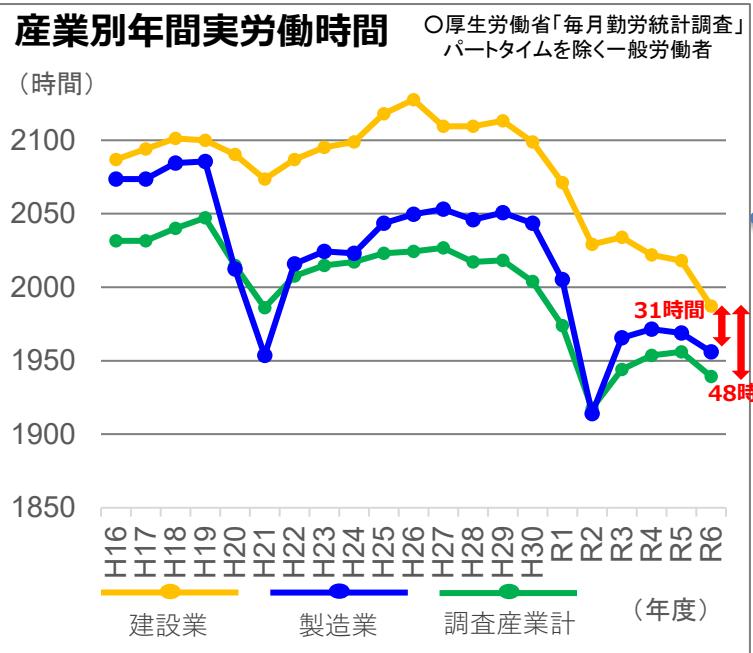
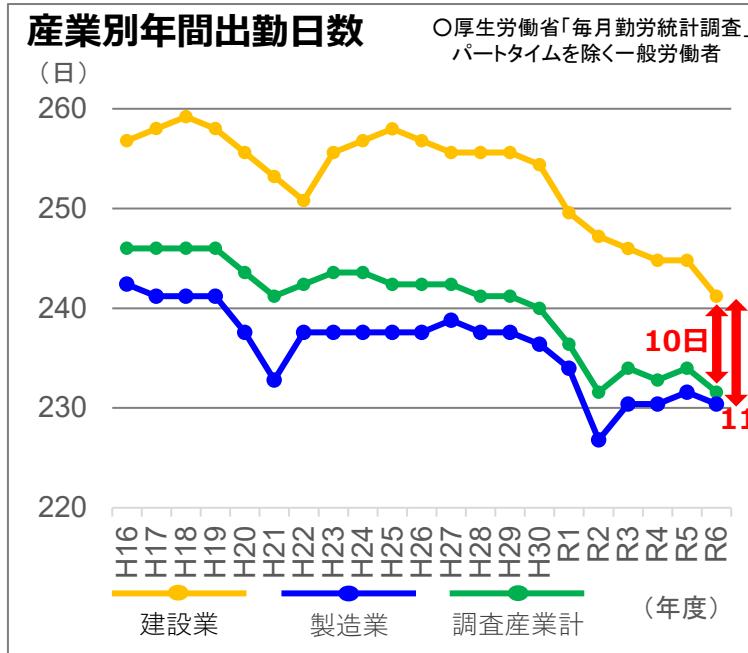
- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、本指針の周知活動を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していく。

## 2. 働き方改革等の推進

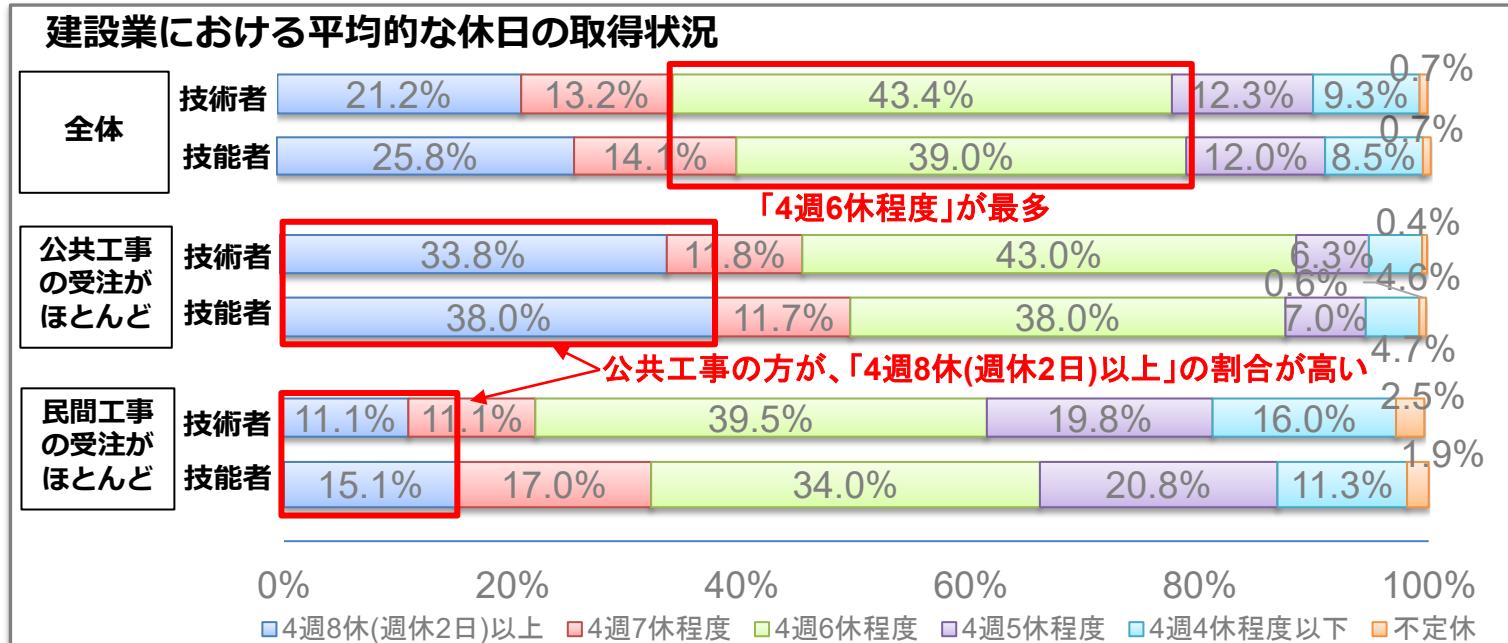
---

## 建設産業における働き方の現状



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
年度報より国土交通省作成

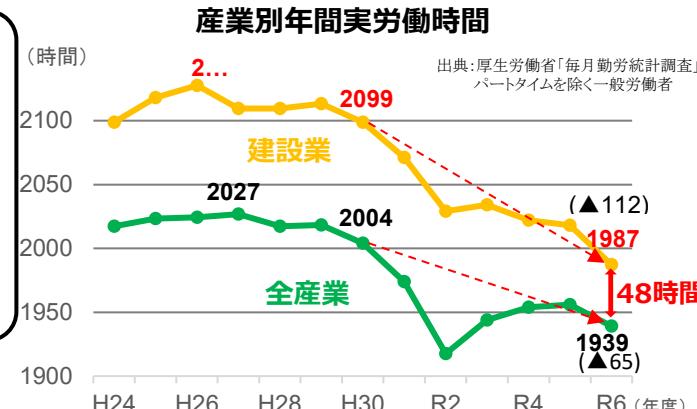


技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができない場合が多い。

出典:国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」  
(令和6年8月6日公表)

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。

- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制**に的確に対応するとともに、将来にわたって**扱い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



## 最近の働き方改革の取組

### 1. 規制内容の周知徹底

- リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- 一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット  
(厚生労働省)



■動画による広報  
(厚生労働省)

### 2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- [直轄] 週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- [都道府県] 原則全工事で週休2日を目指して取組を一層強化
- [市町村] 国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

### 3. 適正な工期設定

- 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)  
<改定の主な内容>
  - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
  - 自然要因(猛暑日)における**不稼働**を考慮して工期設定
- 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- 適正な工期の確保、建設業従事者の待遇改善に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
- 建設Gメンが**実地調査**し、**是正指導**

### 4. 生産性の向上

- 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- 建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策**の周知・拡大
- 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (1) <b>自然要因</b>       | (6) 関係者との調整        |
| (2) <b>休日・法定外労働時間</b> | (7) 行政への申請         |
| (3) イベント              | (8) <b>労働・安全衛生</b> |
| (4) 制約条件              | (9) 工期変更           |
| (5) 契約方式              | (10) その他           |

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) **施工**
- (3) **後片付け**

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

（優良事例集）

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積りを提出**するよう努める。
- ・**発注者**※は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力**し、**規制違反を助長しない**よう十分留意する。

・**発注者**※は、受注者から、**時間外労働規制を遵守した適正な工期**による**見積り**が提出された場合、**内容を確認**し、**尊重**する。

※下請契約における注文者も同じ

・**自然要因（猛暑日）における不稼働**を考慮して工期設定。

- ・十分な**工期確保**や**交代勤務制**の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。
- ・**勤務間インターバル制度**は、安全・健康の確保に有効。

・**会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間**も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・**資材の納入遅延や高騰**は、**サプライチェーン全体で転嫁する必要**。

・各業界団体の取組事例等を更新。

## 働き方改革の推進 – 週休2日工事等の実施

令和6年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和6年7月1日時点)より

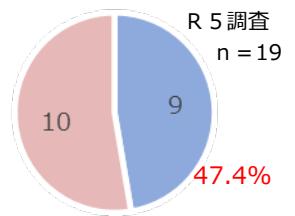
## 公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

- …根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることとなり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
- …工期の設定に当たっては、工期に関する基準(令和2年7月20日中央建設業審議会決定・勧告)に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するとともに、…適正な工期を確保するものとする。
  - イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)  
ロ～ヘ (略)

&lt;適正化指針: 第25(1)&gt;

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体が増加し、都道府県・指定都市では全て、国では約8割、特殊法人等では約7割を超えたが、市区町村では昨年度より改善が進んだものの、半数程度にとどまる。

国(省庁等)



特殊法人等



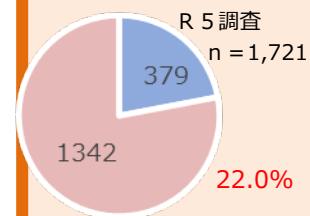
都道府県



指定都市



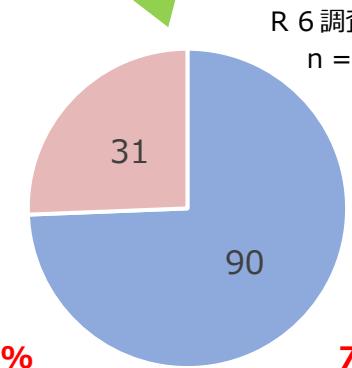
市区町村



R 6調査



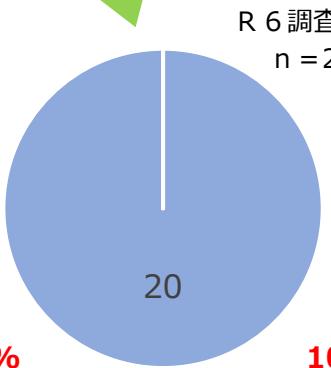
R 6調査



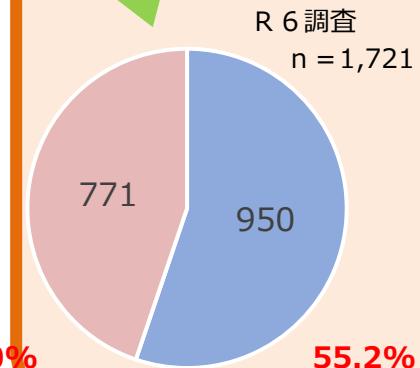
R 6調査



R 6調査



R 6調査



■ : 実施している

■ : 実施していない

●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和5年度における週休2日達成率について集計

## 4週8休達成件数

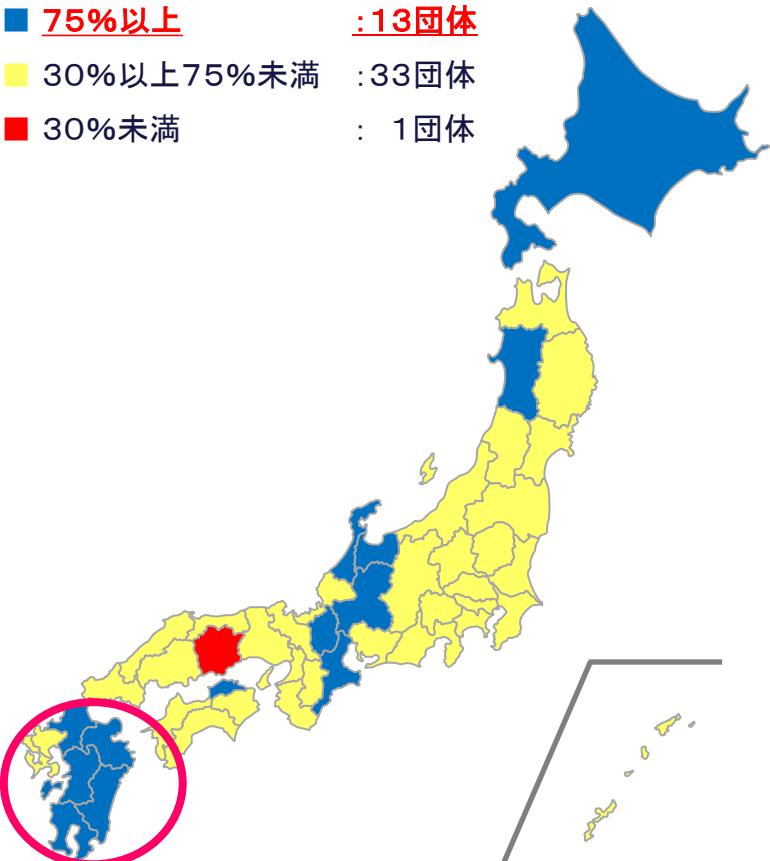
$$\cdot \text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休達成件数}}{\text{令和5年度工事完了件数}}$$

### <定義>

- ・対象期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- ・対象部局 : 土木部局、建築部局、農林部局
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・令和5年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

## 令和5年度週休2日達成率(都道府県)

- 75%以上 : 13団体
- 30%以上75%未満 : 33団体
- 30%未満 : 1団体



都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	94.8%	新潟県	71.8%	岡山県	28.6%
青森県	64.7%	富山県	78.3%	広島県	36.5%
岩手県	51.0%	石川県	90.8%	山口県	50.1%
宮城県	32.2%	岐阜県	80.4%	徳島県	36.9%
秋田県	95.5%	静岡県	67.5%	香川県	77.2%
山形県	50.6%	愛知県	47.3%	愛媛県	30.1%
福島県	52.7%	三重県	87.9%	高知県	50.8%
茨城県	35.7%	福井県	66.6%	福岡県	91.9%
栃木県	62.8%	滋賀県	88.8%	佐賀県	74.6%
群馬県	34.8%	京都府	57.8%	長崎県	74.2%
埼玉県	59.9%	大阪府	65.8%	熊本県	82.5%
千葉県	64.3%	兵庫県	46.0%	大分県	82.2%
東京都	49.9%	奈良県	67.6%	宮崎県	87.3%
神奈川県	65.6%	和歌山県	30.2%	鹿児島県	87.9%
山梨県	74.5%	鳥取県	59.1%	沖縄県	50.9%
長野県	73.8%	島根県	71.3%	全国平均	63.4%

指定都市	達成率
札幌市	78.6%
仙台市	48.1%
さいたま市	41.5%
千葉市	51.9%
横浜市	22.8%
川崎市	68.8%
相模原市	38.9%
新潟市	51.5%
静岡市	79.0%
浜松市	63.4%
名古屋市	37.9%
京都市	81.0%
大阪市	51.4%
堺市	18.5%
神戸市	70.4%
岡山市	26.9%
広島市	35.4%
北九州市	59.9%
福岡市	51.1%
熊本市	35.0%

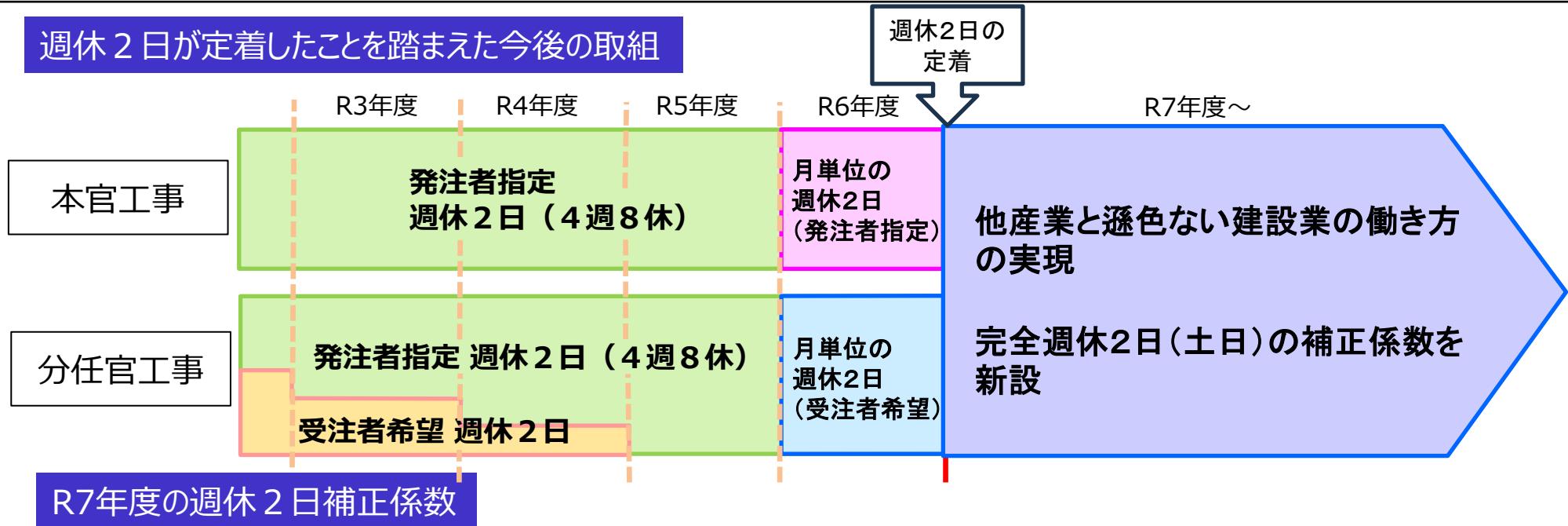
(都道府県の全国平均は単純平均にて算出)

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。

※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。

※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

## 週休2日が定着したことを踏まえた今後の取組



## R7年度の週休2日補正係数

	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
<現場閉所>	補正無し	労務費: 1. 02 共通仮設費: 1. 01 現場管理費: 1. 02	労務費: 1. 02 共通仮設費: 1. 02 現場管理費: 1. 03
<交替制>	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
	補正無し	労務費: 1. 02 現場管理費: 1. 02	労務費: 1. 02 現場管理費: 1. 03

○平準化を進めるに当たっては、以下の①～⑤の取組が有効であると考えられます。

- ① 債務負担行為の活用、② 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）、③ 速やかな繰越手続
- ④ 積算の前倒し、⑤ 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

## 債務負担行為の活用（さ）

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

## 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）（し）

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

## 速やかな繰越手続（す）

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

## 積算の前倒し（せ）

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

## 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）（そ）

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

# 工事積算における熱中症対策の充実(直轄工事の事例)

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※1を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

## ■猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：  
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times 3 \text{ を日数換算し、} \\ \text{平均した値 (対象: 5か年)}$$

※3：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

※1) 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温28℃以上」としててきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温30℃以上」に戻す予定。

※2) 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

## ■工期延長等に伴う増加費用の積算※2

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等を特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

### 特記仕様書記載イメージ

#### 「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x～Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

1) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

2) **8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を見し合せた日数：12日間**  
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

## [背景]

- ◆2040年度には生産年齢人口が約2割減少
- ◆災害の激甚化・頻発化、インフラの老朽化への対応増

→ インフラの整備・管理を持続可能なものとするため、  
より少ない人数で生産性の高い建設現場の実現が必要

## [i-Construction 2.0 で目指す姿]

<i-Construction>  
ICTの活用による支援



<i-Construction 2.0>  
自動化・省人化 (建設現場のオートメーション化)

## [i-Construction 2.0の3つの柱]

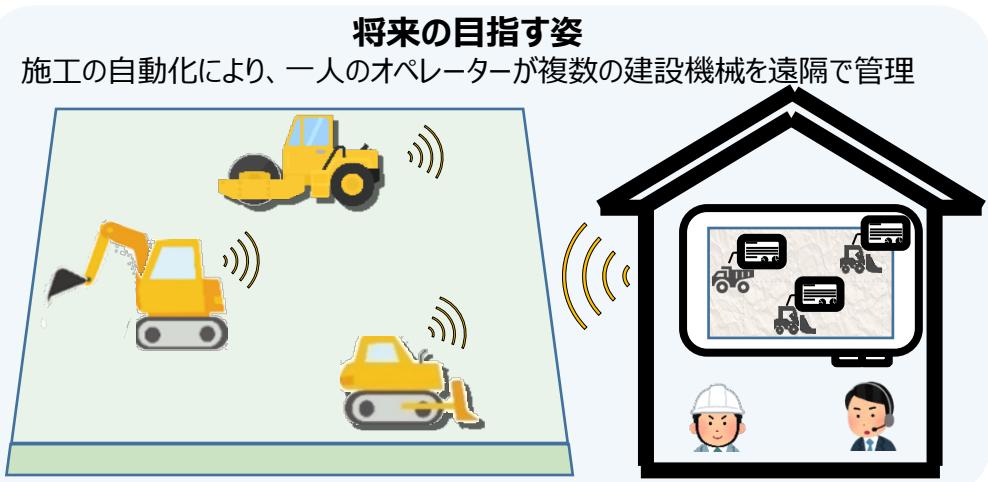
①施工のオートメーション化

②データ連携のオートメーション化  
(デジタル化・ペーパーレス化)

③施工管理のオートメーション化  
(リモート化・オフサイト化)

**【目標】 2040年度までに建設現場において少なくとも省人化3割 すなわち、生産性1.5倍に向上  
多様な人材が活躍でき、未来へ前向きな新3K(給与、休暇、希望)を建設現場で実現**

<施工のオートメーション化のイメージ>





2026年1月施行！～下請法は取適法へ～

取適法（下請法改正）の概要と  
労務費指針について





## 【本日の説明内容】

1. 取適法の概要について
2. 労務費指針について



## 【本日の説明内容】

1. 取適法の概要について
2. 労務費指針について

# 現行下請法の概要

- 下請法の正式名称は、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年制定）。
- 法目的は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護。

## 下請法の適用対象

### <①取引の内容>

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

### <②資本金区分>

物品の製造・  
修理委託の  
場合

親：資本金3億円超

下請：資本金3億円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超3億円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

情報成果物作成・  
役務提供委託の  
場合

親：資本金5千万円超

下請：資本金5千万円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超5千万円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

## 義務・禁止行為

- **親事業者の義務**：発注書作成・交付・保存、支払期日の決定等
- **親事業者の禁止行為**：受領拒否、支払遅延、減額、返品、買いたたき等

# 下請法改正に向けた検討の経緯

## 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、  
下請法改正の検討等を行う。

## 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、  
下請代金法の改正についても、検討する。

## 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（抜粋）

（令和6年11月閣議決定）

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

## 「企業取引研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

（令和6年7月～12月）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公正取引委員会・中小企業庁の共催）
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計6回の会合を開催し、令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ・公表

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

## 規制の見直し

## ① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

## ② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

## ③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

## ④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

## ⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

## 「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

## 下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

## 通称：下請法

略称：中小受託取引適正化法  
通称：取適法

## 親事業者

▶ 委託事業者

## 下請事業者

▶ 中小受託事業者

## 下請代金

▶ 製造委託等代金

# 取適法（改正下請法）の概要

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託 修理委託 情報成果物作成委託  
(プログラム) 役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理) 特定運送委託

②規模要件

委託事業者	資本金3億超	→	中小受託事業者	資本金3億以下（個人含む）
	資本金1千万超3億以下	→		資本金1千万以下（個人含む）
	常時使用する従業員300人超	→		常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容

情報成果物作成委託  
(プログラム除く) 役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託事業者	資本金5千万超	→	中小受託事業者	資本金5千万以下（個人含む）
	資本金1千万超5千万以下	→		資本金1千万以下（個人含む）
	常時使用する従業員100人超	→		常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務  
(2年)

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

※赤色は改正内容

禁止行為

受領拒否	報復措置
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	割引困難な手形の交付
返品	不当な経済上の利益提供要請
買いたたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

# 取引の内容

## 適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

### ①取引の内容

製造委託

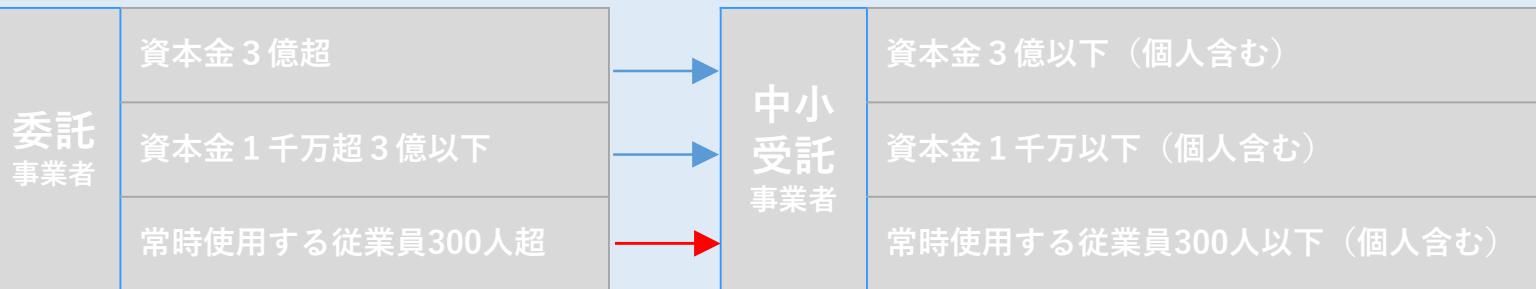
修理委託

情報成果物作成委託  
(プログラム)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

### ②規模要件

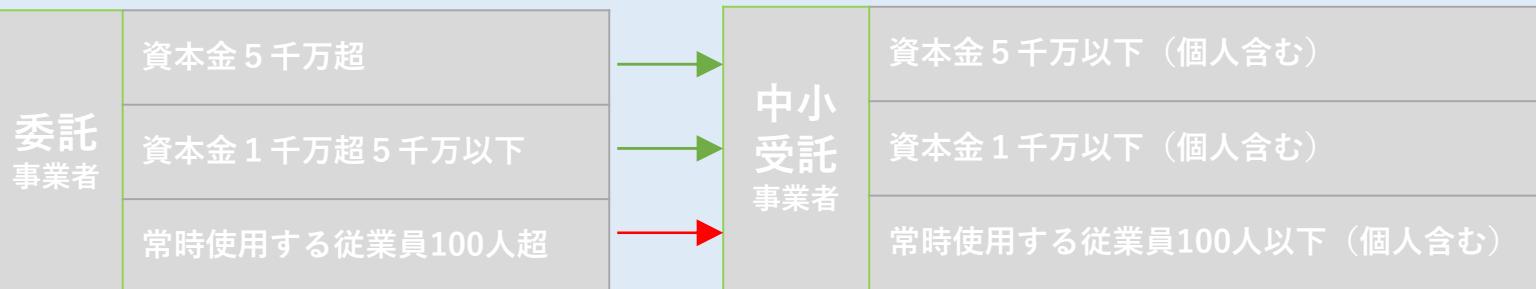


### ①取引の内容

情報成果物作成委託  
(プログラム除く)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

### ②規模要件



※赤色は改正内容

# 役務提供委託【第2条第4項】※以下条項番号は取適法に基づく。

- ・他者に対して運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）を提供する事業者が、**提供する役務の全部又は一部を他の事業者に委託すること**をいう。
- ・ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は取適法の対象とはならない。

取適法の適用を受ける役務提供委託は、以下のタイプ（類型）のみとなる。

## （類型）

発注元（事業者、官公庁、一般消費者等）

提供

委託事業者

委託

中小受託事業者

※ → が取適法の対象となる取引

## 役務提供委託のポイント

### ※ 建設工事は取適法の適用対象外

- ・取適法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象とならない。**
- ・これは、建設工事の下請負については、建設業法において取適法と類似の規定が置かれており、請負契約の適正化等が別途図られているため。

### ※ 自ら利用する役務（自家利用役務）は取適法の適用対象外

- ・役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、**委託事業者が自ら利用する役務は含まれない。**
- ・自家利用役務の例としては、自社工場の清掃業務を清掃業者へ委託する場合、社内研修を外部講師へ委託する場合などが挙げられ、これらの委託は適用対象外となる。

### ※ 運送事業者間の運送委託は引き続き役務提供委託の適用対象

# 建設業社への取適法の適用について

## 中小受託取引 適正化法テキスト

中小受託取引適正化法  
テキスト

「請法」から「取適法」へ

公正取引委員会・中小企業庁

中小受託取引  
適正化法テキスト  
25頁～26頁

Q 5：建設工事の請負には本法の適用がないとのことだが、建設業者には本法の適用がないと考えてよいか。

A：建設工事に係る下請負（建設工事の再委託）には本法は適用されない。しかし、例えば、建設業者が建設資材を業として販売しており、当該建設資材の製造を他の事業者に委託する場合には、製造委託（類型1）に該当する。また、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を他の事業者に委託する場合には、製造委託（類型1）に該当する。

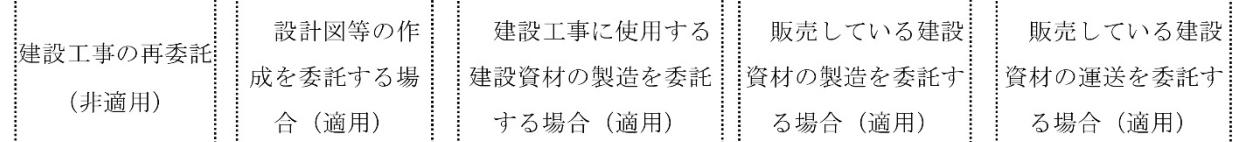
このほかにも、建設業者が請け負った建築物の設計や内装設計、又は工事図面の作成を他の事業者に委託する場合には、情報成果物作成委託（類型2）に該当する。また、建売住宅を販売する建設業者が、建築物の設計図等の作成を他の事業者に委託する場合には、当該設計図等は建築物に化体して提供されるものなので、情報成果物作成委託（類型1）に該当する。

建設業者が建設資材を業として販売しており、当該建設資材の販売先までの運送を他の事業者に委託する場合には、特定運送委託（類型1）に該当する。

## 施主、建設業者等

施主から建設工事請負、  
同業者への建設資材の販売等

## 建設業者（元請）



建設業者

設計業者

建設資材メーカー

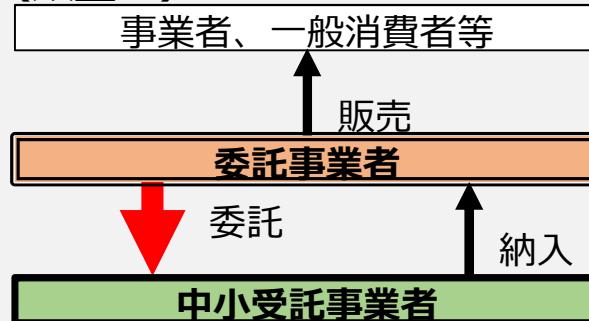
運送業者

## 製造委託 【第2条第1項】

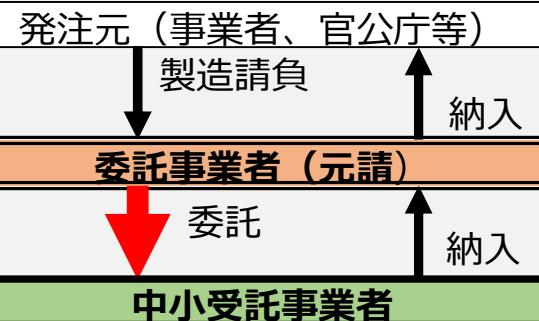
- ・ 物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者に物品の製造や加工などを委託することをいう。
- ・ ここでいう「物品」は対象の明確化の観点から「有体物」をいう。例えば、建設事業者が建物を構成する資材・部材の製造を委託する取引などが挙げられる。

取適法の適用を受ける製造委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となります。

### （類型1）



### （類型2）



### （類型3）



### （類型4）

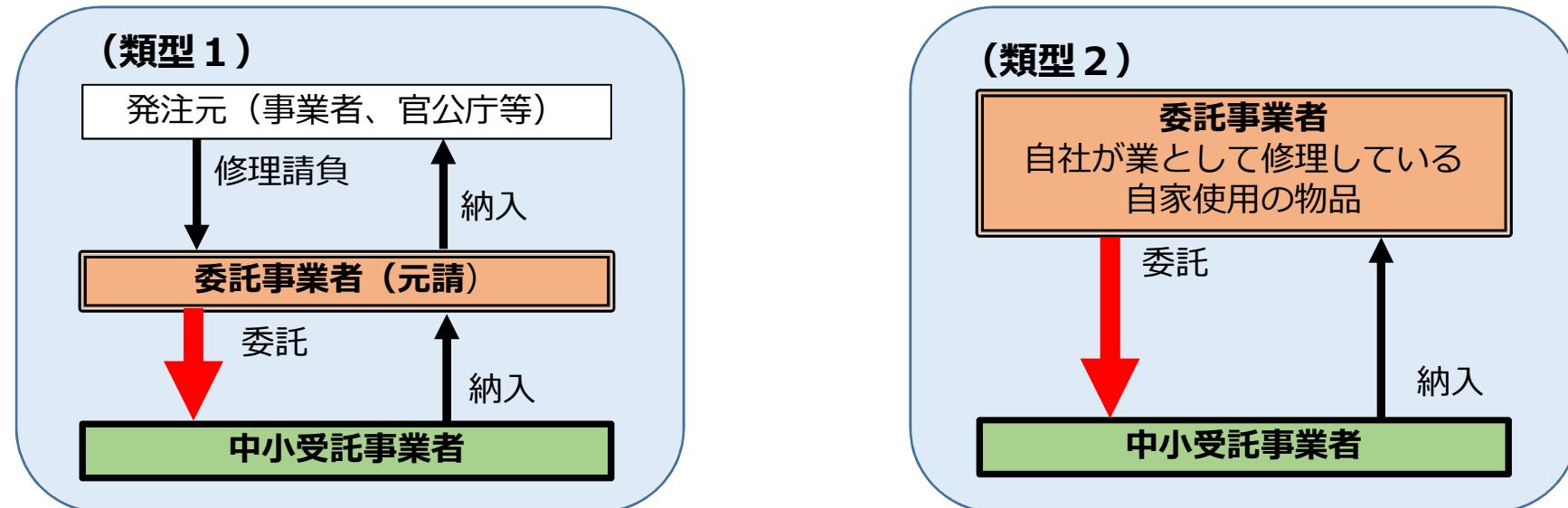


※ → が取適法の対象となる取引

## 修理委託 【第2条第2項】

- 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、**その修理の一部を他の事業者に委託すること**をいう。

取適法の適用を受ける修理委託は、以下2つのタイプ<sup>①</sup>（類型1及び類型2）となる。



※ → が取適法の対象となる取引

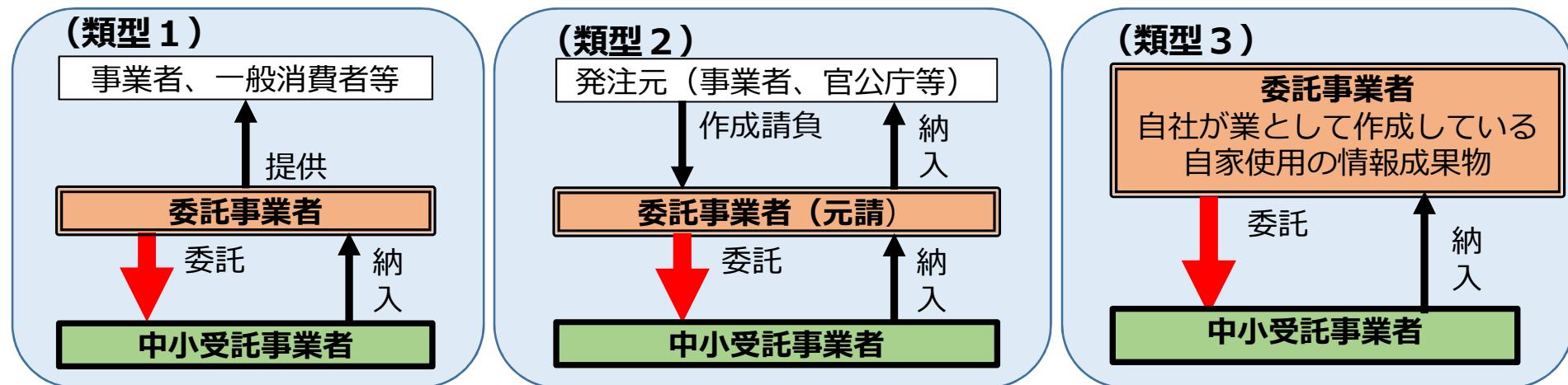
### 修理委託のポイント

- 修理とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加えて元来の機能を回復させることをいう。
- 発注元への出張修理は、物品を納入するという行為が発生しないが、修理に該当する。

# 情報成果物作成委託 【第2条第3項】

- ・ ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者にその作成作業を委託することをいう。

取適法の適用を受ける情報成果物の作成委託は、以下3つのタイプ<sup>①</sup>（類型1～類型3）となる。



※ → が取適法の対象となる取引

## 情報成果物とは

- プログラム（例：TVゲームソフト、会計ソフトなど）
- 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの（例：アニメーションなど）
- 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例：設計図、ポスターのデザインなど）

また、情報成果物には、物品等の附属品（例：家電製品の取扱説明書の内容）、内蔵部品（例：家電製品の制御プログラム）、物品の設計・デザインに係わる作成物全般（例：ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図）も含まれる。

## 改正理由

- ▶ 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- ▶ 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

## 改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

### 改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



## 特定運送委託②

- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ<sup>①</sup>（類型1～類型4）となる。

### （類型1）

事業者、一般消費者等

販売

委託事業者（元請）

運送委託

運送

中小受託事業者

### （類型2）

発注元（事業者、官公庁等）

製造請負

委託事業者（元請）

運送委託

運送

中小受託事業者

### （類型3）

発注元（事業者、官公庁等）

物品の修理

委託事業者（元請）

運送委託

運送

中小受託事業者

### （類型4）

発注元（事業者、官公庁等）

情報成果物の  
作成請負

委託事業者（元請）

運送委託

運送

中小受託事業者

※ →が取適法の対象となる取引

# 規模要件

## 適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

### ①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託  
(プログラム)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

### ②規模要件

委託  
事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小  
受託  
事業者

資本金3億以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員300人以下(個人含む)

### ①取引の内容

情報成果物作成委託  
(プログラム除く)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

### ②規模要件

委託  
事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小  
受託  
事業者

資本金5千万以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員100人以下(個人含む)

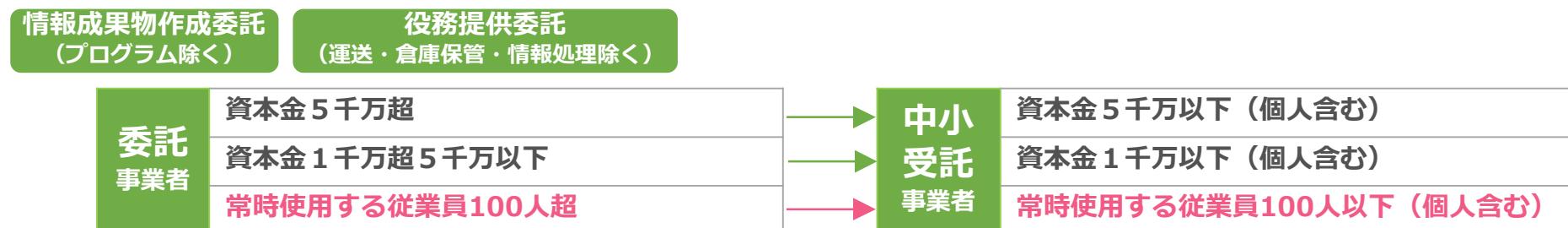
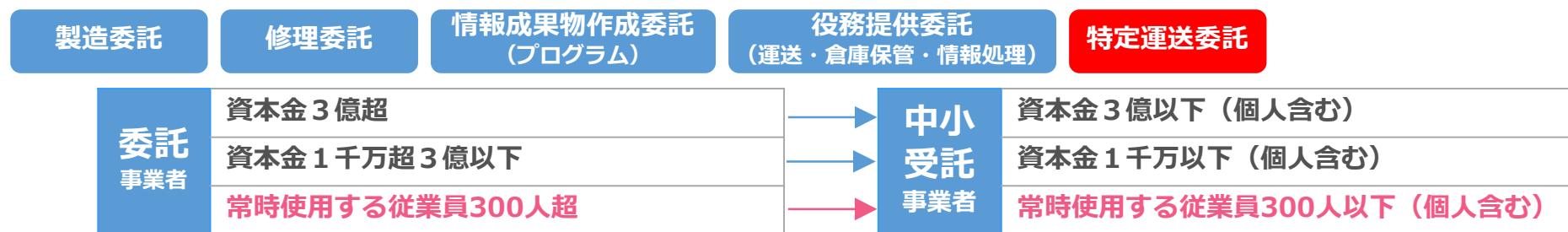
※赤色は改正内容

## 改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

## 改正内容

- 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。



# 資本金基準と従業員基準の適用関係（運用基準）

- 委託取引ごとに規模要件を判断。
- 従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用。

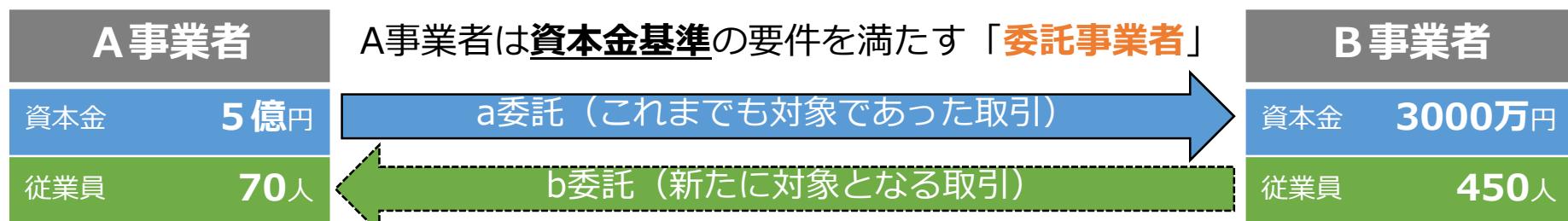
○：要件を満たす ×：要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用される基準
○	×	資本金
×	○	従業員
○	○	資本金（※）
×	×	適用対象外

## ポイント

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

## 【製造委託の例】



B事業者は**従業員基準**の要件を満たす「**委託事業者**」

# 「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

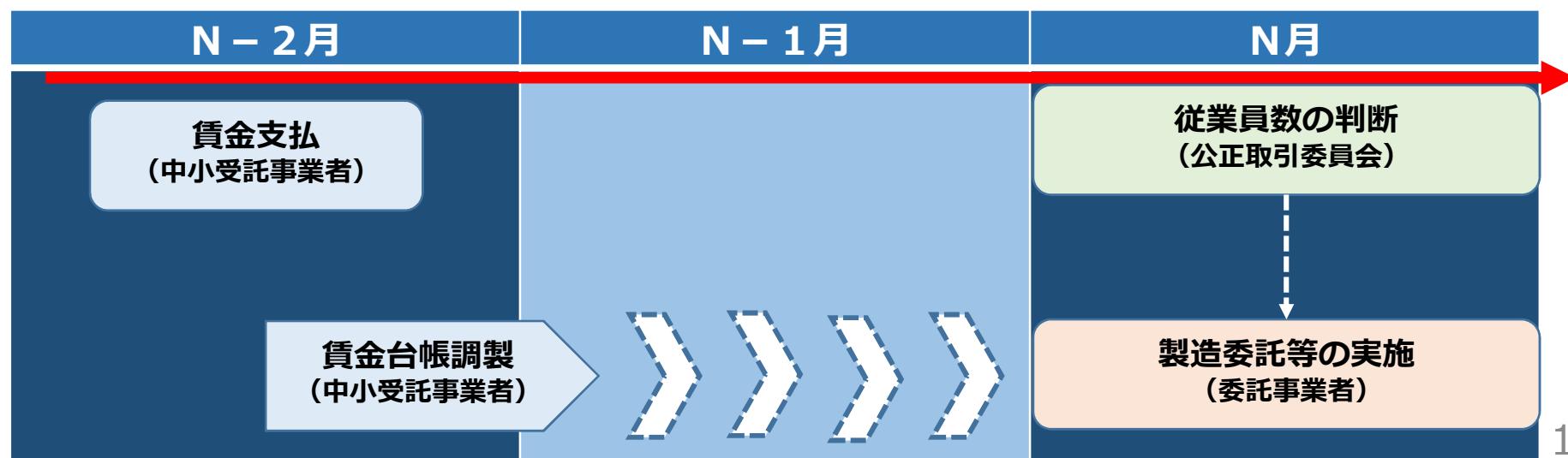
- 「常時使用する従業員」とは  
その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、**日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のものをいう。**
- 「常時使用する従業員の数」とは  
当該事業者の**賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」**（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）**の数によって算定するものとする。**

## 「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

- ※委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。
- ※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、例外的に下記の取扱いを行うことも可能。
- ※グループ会社等の場合には、法人単位で従業員数を判断。

### 例

※N-2月の賃金台帳上の労働者の数をもって、N月の「常時使用する従業員の数」とする



## 委託事業者の義務

- ・中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には以下の4つの義務が課せられる。

### 義務の内容

- ① 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- ② 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- ③ 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- ④ 遅延利息（14.6%）の支払義務

# 委託事業者の禁止行為の概要

- 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の11項目の行為を禁止。
- 中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は本法違反となる。

## 委託事業者の禁止行為

### 【第5条第1項に該当する行為】

- ①受領拒否の禁止 Point ! 改正
- ②代金の支払遅延の禁止
- ③代金の減額の禁止
- ④返品の禁止
- ⑤買いたたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

### 【第5条第2項に該当する行為】

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑩不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止

Point ! 改正

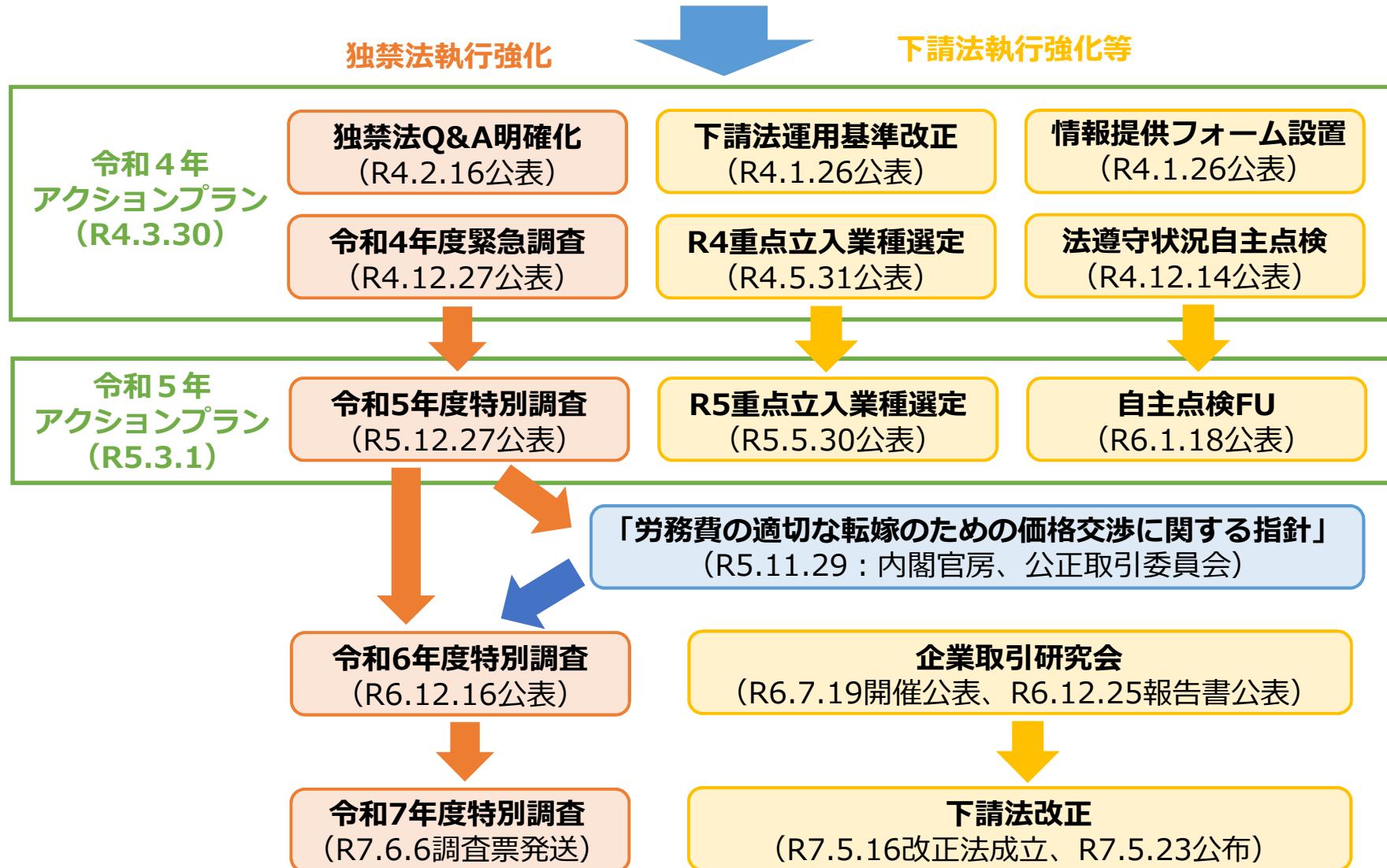


## 【本日の説明内容】

1. 取適法の概要について
2. 労務費指針について

# 価格転嫁円滑化に向けた取組（全体像）

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」  
(R3.12.27 : 内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会)



# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

(令和5年1月29日公表) ①

## 本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない**旨を明記。

## 発注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

### ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行ふため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

### ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (令和5年1月29日公表) ②

## 受注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

## 今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、本指針の周知活動を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していく。

・説明動画  
(公正取引委員会公式YouTubeチャンネル)  
<https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM>



# 価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添  
価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

○年○月○日

（発注者） 御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日  
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）

	単価	数量	金額	（備考）単価（円）／ 単価上昇率（%）
材料・品番				
...				
小計	円			

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）

	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価 上昇率（%）
電気代					
...					
小計	円				

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）

改定前の 労務費総 額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースア ップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労 使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売 上比率	金額
円	円	%	円

（例2）

現在の労務 費単価 円／人・日	人數 人・日	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率 %	金額 円
小計	円		

4 その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費等

小計 円

公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下判法 フリーランス法 CPSC (政策研究センター) 用語・用語手帳

ホーム → 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日：内閣官房・公正取引委員会、国土交通省、公正取引委員会）及び「令和5年中小事業者等に対する公正取引アクションプラン」（令和3年3月1日）に関する公正取引委員会の取組をまとめています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

今般、内閣官房及び公正取引委員会の併せて、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定しました。

- 令和3年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公布について
- 令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
- 附録（価格交渉の申込み様式（例））

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/index.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html)

公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下判法 フリーランス法 CPSC (政策研究センター) 用語・用語手帳

ホーム → 独占禁止法 法令・ガイドライン等(過去禁止法) / 法規基準別件 / 当然料の適切な算出について(調査指針) / はじめに

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

PDF版はこちら (PDF: 10MB)  
改定（改訂版）の申込み ragazzi (例) はこちら  
全国プロソック改定委員会版はこちら  
別冊附則はこれら

令和5年11月29日  
内閣官房  
公正取引委員会

はじめに

原則料金等のエネルギーコストのみならず、貴社の業務の実態を踏まえて、逐次料金改定時にかかる費用負担を算出する方法を示すものである。そのため、実証料の金額は正確でなければならない。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

# 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要

(令和6年12月16日公表)

## 令和6年度調査の概要

### 【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・令和5年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

### 【令和5年度調査における注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・注意喚起対象8,175名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

### 【事業者名公表10名に対するフォローアップ調査】

- ・令和5年度に事業者名公表の対象となった10名（事業者名公表10名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

### 【労務費転嫁交渉指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・労務費転嫁交渉指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者87名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

### 書面調査の結果を踏まえた立入調査（369件実施）

- 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち同指針に沿った行動をしていなかった9,388名に、注意喚起文書を送付。
- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に、注意喚起文書を送付。

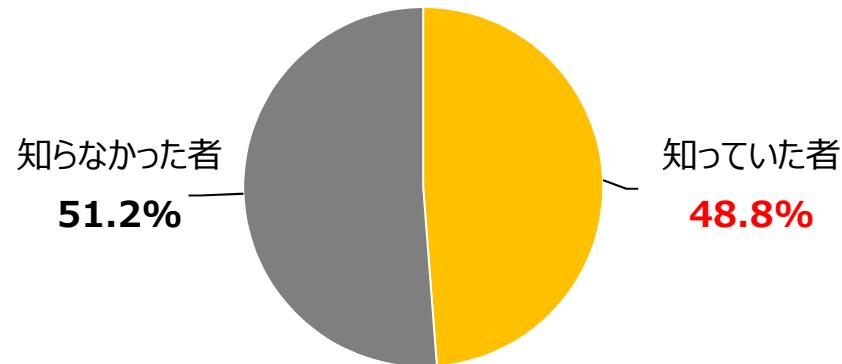
- 労務費転嫁交渉指針上の発注者及び受注者が採るべき行動ごとに、他の事業者の参考となる取組を紹介。

＜受注者における取組事例＞ ①都道府県労働局に赴き、価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談した上で、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、発注者と交渉を行った、②交渉時に発注者に対して労務費転嫁交渉指針を提示し、積極的に労務費転嫁の要請を行うなどし、交渉の結果、取引価格の引上げが実現した 等

# 労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果①

▶ 労務費転嫁交渉指針の認知度について、「知っていた者」は約50%と道半ば。他方、労務費転嫁交渉指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。

《労務費転嫁交渉指針の認知度》(注1)



(注1) 発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁交渉指針について「知っていた」か否かの割合。

✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を都道府県別にみると、

東京都、神奈川県、愛知県、栃木県及び大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県及び沖縄県では40%を下回っており、地域ごとに差がある。

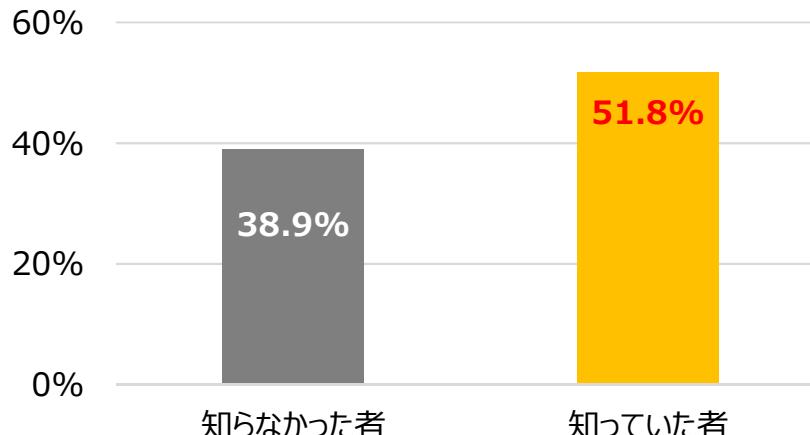
✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を業種別(注2)にみると、

上位5業種は、放送業(74.1%)、輸送用機械器具製造業(67.0%)、石油製品・石炭製品製造業(60.5%)、鉄鋼業(59.9%)及び情報通信機械器具製造業(59.6%)

下位5業種は、酪農業・養鶏業(農業)(27.5%)、自動車整備業(29.4%)、飲食料品小売業(30.2%)、印刷・同関連業(35.2%)及び家具・装備品製造業(36.1%)

(注2) 下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》(注3)



(注3) 受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁交渉指針について「知っていた者」と「知らなかった者」別に算出したもの。

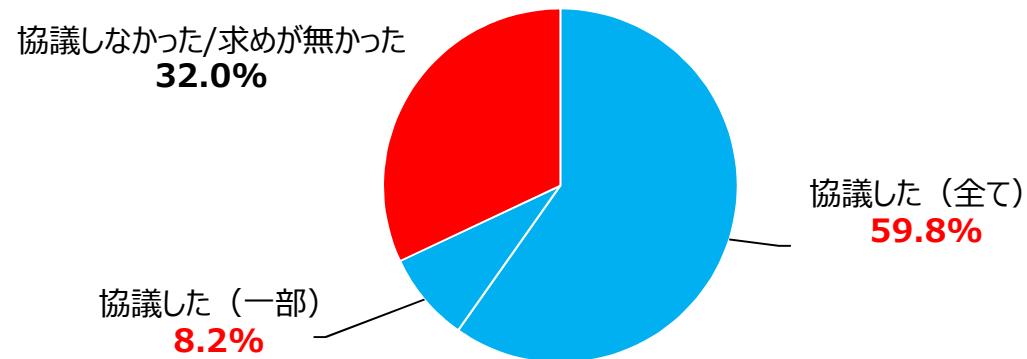
✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁交渉指針の認知・不知別にみると、知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より12.9ポイント高い。

✓ 労務費重点21業種のほとんど全てにおいても同様に、労務費転嫁交渉指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い。

# 労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果②

- 労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。
- 労務費の転嫁率は令和5年度調査より上昇している。他方、労務費の転嫁率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階が遡るほど、労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。

## 《労務費に係る価格協議の状況》(注1)



✓ 全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8% (一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%)。

(注1) 発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

## 《コスト別の転嫁率》(注2)

(受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合)

コスト種別	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3%上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6%上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8%上昇)

## 《サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率》(注2)

サプライチェーンの段階	令和5年度調査	令和6年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	47.7%	66.5% (18.8%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	44.8%	61.0% (16.2%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	39.3%	56.1% (16.8%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	35.4%	49.2% (13.8%上昇)

(注2) この転嫁率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

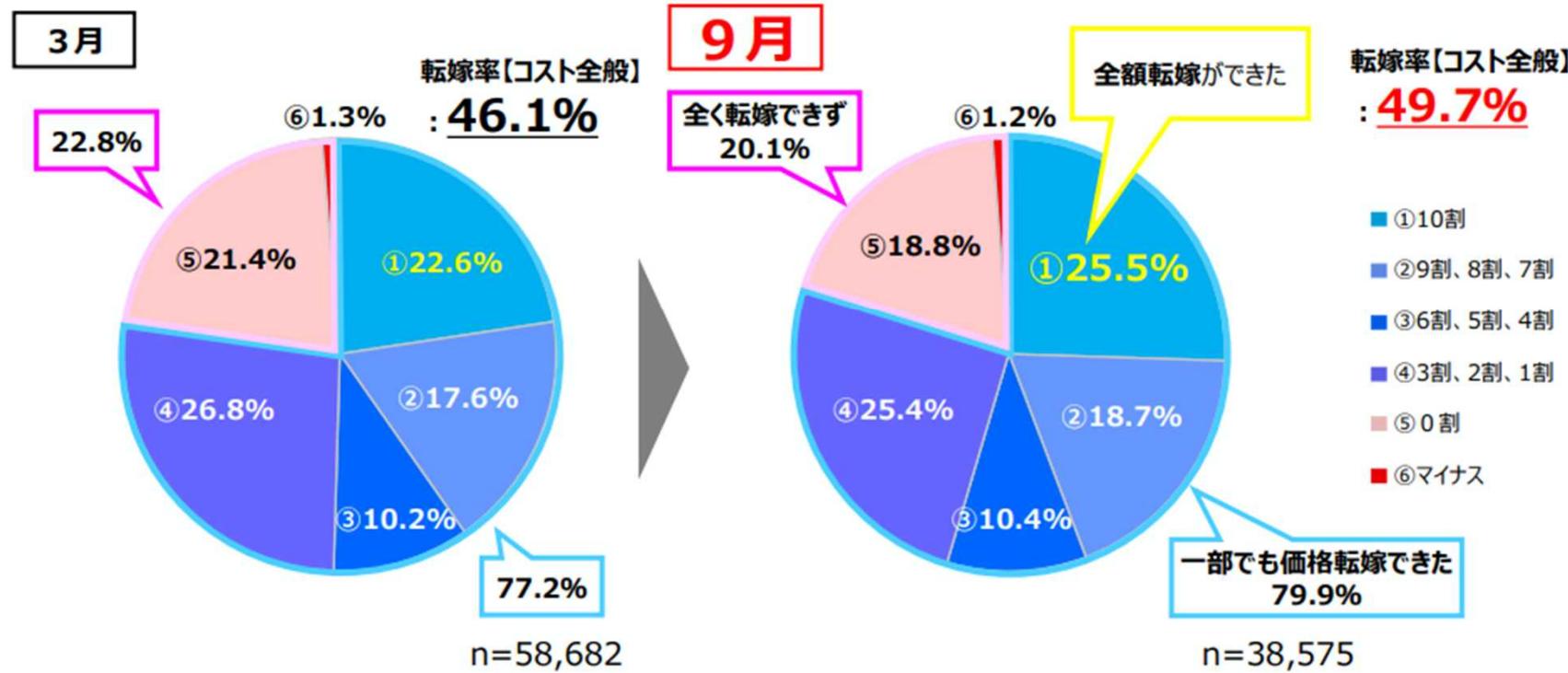
## 価格転嫁の状況

(中小企業庁 価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査結果 抜粋)

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は49.7%、今年3月より約3ポイント増加（前回46.1%→49.7%）。
  - 「全額転嫁できた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の25.5%。
  - 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）も前回から約3ポイント増の79.9%。
  - 「転嫁できなかつた」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（22.8%→20.1%）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、転嫁できない企業との二極化がみられ、転嫁対策の徹底が重要。

### 直近6か月間における価格転嫁の状況



# 取適法の御案内

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！  
[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html)



その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！

公正で自由な競争が持続的な成長と生活水準を向上させる

取引適正化に向けた公正取引委員会の取組

競争の活性化に関する提言  
(アドボカシー活動)

デジタル分野における公正取引委員会の取組

2024年11月1日から  
フリーランスの方の  
ために、  
新しい法律が  
スタートします。

# 取適法の御案内

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！  
[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html)



改正法の説明動画（YouTube）も掲載しています！

## 中小受託取引適正化法（取適法）関係

発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布されました。本改正により、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）となります。本改正法は、令和8年1月1日から施行されます。

### 解説動画の御案内



## 更なる理解を深めるために

この資料の内容は、以下のパンフレットの内容を基に作成しています。  
さらなる理解を深めるためには、各種パンフレットを公正取引委員会ウェブ  
サイトよりダウンロードいただき、参考にしてください。

掲載URL トップページ>報道発表・広報活動>各種パンフレット

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



中小受託取引 適正化法 ガイドブック 「下請法」は 「取適法」へ	知って守って 下請法 ～豊富な事例で 実務に役立つ～	中小受託取引 適正化法テキスト	優越的地位の 濫用 ～知っておきたい 取引ルール～	物流特殊指定 知っておきたい 「物流分野の 取引ルール」